

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(令和3年(2021年)5月12日作成)

[所管： 都市基盤部基盤管理課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	豊中市道路占用料条例	6	無許可占用の占用料	D
2	豊中市道路占用料条例	8-1	延滞金の徴収	B
3	豊中市法定外公共物管理条例	11	延滞金の徴収	B
4	豊中市法定外公共物管理条例	16	監督処分	D
5	豊中市法定外公共物管理条例	21	過料	D
6	道路法	21-2	他の工作物管理者の工事施行命令	D
7	道路法	22-1	工事原因者への工事施行命令	D
8	道路法	39-1	道路占用料の徴収	B
9	道路法	40-2	原状回復に代わる措置の指示	D
10	道路法	43の2	車両積載物の落下予防等措置命令	D
11	道路法	44-4	工作物管理者の危険防止措置命令	D
12	道路法	47の3-1	違反車両の通行中止等措置命令	B
13	道路法	47の3-2	道路に関する必要な措置命令	D
14	道路法	48-2	道路保全立体区域内での措置命令	B
15	道路法	48-4	行為の中止、物件の除却等の命令	B
16	道路法	48-12	違反行為の中止、その他の措置命令	D
17	道路法	48-15	通行の中止、その他の措置命令	D
18	道路法	58-1	原因者への工事費用負担命令	D
19	道路法	60	工作物管理者への工事費用負担命令	D
20	道路法	61-1	受益者への工事費用負担命令	D
21	道路法	71-1,71-3	許可等の取消、工作物除却命令等(法令違反等がある場合)	D

2 2	道路法	71-2	許可等の取消、工作物除却命令等（法令違反等がない場合）	D
2 3	道路法	73-1	負担金等の督促	D
2 4	道路法	91-2	道路予定区域について第 39 条第 1 項を準用	B
2 5	道路法	91-2	道路予定区域について第 40 条第 2 項を準用	D
2 6	道路法	91-2	道路予定区域について第 44 条第 4 項を準用	D
2 7	道路法	91-2	道路予定区域について第 48 条第 2 項を準用	B
2 8	道路法	91-2	道路予定区域について第 48 条第 4 項を準用	B
2 9	道路法	91-2	道路予定区域について第 71 条第 1 項を準用	D
3 0	道路法	91-2	道路予定区域について第 71 条第 2 項を準用	D
3 1	地方自治法	238-4⑦	許可条件に違反したものに対する処分	A

様式 B-2

不利益処分の処分基準

処分名	無許可占用の占用料	
根拠法令及び条項	豊中市占用料条例第6条	
所管部課（室）係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
処分 基準	関係条項	
	基準	法令の定め以上に具体化することが困難。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		延滞金の徴収
根拠法令及び条項		豊中市道路占用料条例第8条第1項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分基準	関係条項	
	基準	「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和42年11月13日道政発第90号5その他(4)）に準じる。
	参考事項	
備考		

○道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（昭和 42 年 11 月 13 日付け建設省道政発第 90 号）

最終改正：平成 26 年 3 月 26 日国道利第 33 号

昭和 42 年 10 月 26 日付け政令第 335 号で別添のとおり道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたので、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 工事開始等の告示

指定区間の一般国道において国土交通大臣が工事を行う場合の工事の開始又は完了の告示を行わないこととした。

なお、定期バスの運行の円滑化を図るため、工事の内容が定期バスの運行に影響を与えるような場合、例えば、工事の実施に当該道路が通行禁止又は一方通行の措置を必要とするとき、バスの停留所の移動を必要とするとき等の場合には、工事の開始又は完了の日をあらかじめ所轄地方運輸局陸運支局長に通知すること。

2 占用物件の追加

高速自動車国道又は自動車専用道路の区域において、道路の占用物件として休憩所、給油所及び自動車修理所を追加した。

これらの占用物件の許可基準については、別途通達する予定であるが、許可にあたっては当局と事前協議すること。

3 占用料の額

(1) 道路法施行令（以下「令」という。）第 19 条第 1 項

(イ) 占用の期間が翌年度以後にわたる場合は、年度ごとに占用料を算出して徴収する。

(ロ) 1 件の占用許可に係る年度ごとの占用料の額が 100 円に満たない場合は、占用料の額を 100 円とする。

(2) 令第 19 条第 3 項

(イ) 占用料を減額するもの・・・別表 1 のとおり

(ロ) 占用料を免除するもの・・・別表 2 のとおり

(3) 占用料の特例

(イ) 既存の占用物件における平成 26 年度以降の各年度の占用料の額は、占用物件ごとに算出した占用料の額が、占用物件ごとに算出した前年度の占用料の額に

1.2 を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、経過措置として当該調整占用料額とする。

(ロ) 別表 1 の減額対象となるもの及び占用料額並びに別表 2 の免除するもの又は経過措置に係る各規定にかかわらず、これらによることが著しく不相当と認められる特別の事情が存する場合には、令で定める占用料の額の範囲内で、地方整備局長若しくは沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）は当局との事前協議を経て別に取り扱うことができる。

(4) 令別表適用の運用

(イ) 削除

(ロ) 令別表中備考 8 の計算は、占用物件 1 個ごとに行う。

(ハ) 占用料の額が月額で定められているものの月の計算は、民法第 143 条の規定による。

4 特殊な占用物件の令別表適用

別表 3 のとおり

5 その他

(1) 占有者以外の者が占有物件に新たな物件を添加した場合及び占有者が自己の占有物件に占有目的外の物件を新たに添加した場合には、当該物件について別途別表に定める占用料を徴収する。

(2) 更新もれの占有物件は、新規占有として処理する。

(3) 新規の占有物件については、減免の適用を受けるものを除き、令で定める占用料の額を徴収する。

(4) 督促状を発する場合、督促状に指定する納付すべき期限は、その発行の日から 20 日以上 30 日以内とする。

別表 1

	減額対象となるもの	占用料額
1	民営の水道事業（専用水道事業を除く。）に係るもの	令で定める額に 50% を乗じて得た額
2	バス停留所標識、地下鉄出入口案内標識	
3	駐車場（駐車場法第 17 条第 1 項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。）及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	
4	駐車場法第 17 条第 1 項に規定する都市計画として決定された路外駐車場	令で定める額に 25% を乗じて得た額
5	地下街のく体内に存する公共施設である地下駐車場（駐車場法第 17 条第 1 項に規定する都市計画として決定された地下駐車場）	令で定める額に 4 分の 1 を乗じて得た額 （「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和 43 年 9 月 20 日付け建設省道政発第 44 号）の記 1（1）ロに掲げるもの）
6	地下街のく体内に存する公共施設である機械室、洗面所、案内所、無料休憩所、保安要員詰所等	令で定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額 （「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和 43 年 9 月 20 日付け建設省道政発第 44 号）の記 1（1）ハに掲げるもの）
7	アーケード	令で定める額に 20%（積雪の度が特にはなはだしい地域及び降灰地域にあつては 10%）を乗じて得た額（積雪の度が特にはなはだしい地域及び降灰地域にあつては、道路交通の利便に著しく寄与すると認められるものについては、免除することも差し支えない。） （「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成 8 年 1 月 26 日付け建設省道政発第 3 号）の記 1（5）に掲げるもの）
8	公益法人が設ける有線テレビ（CATV）の架空道路縦断電線	令で定める額に 50% を乗じて得た額
9	公安委員会の設置する交通信号灯を無	

	償で添加している電気事業者又は電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱	
10	電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又はバス・軌道の停留所標識に添加された広告（以下「添加広告」という。）及び建物、へいその他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告（突出看板）のうち、表裏2面に表示しているもの	令で定める額に 70%を乗じて得た額（添加広告のうち、巻付広告については、令で定める額に 35%を乗じて得た額。） （「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省政発第3号）の記1（6）に掲げるもの）
11	別表2の22を除き、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人から出資を受け、主として地下鉄の形態により公共的な目的をもって設立された事業主体（以下「地下鉄道事業者」という。）の保有する鉄道等に係るもの	令で定める額に 25%を上限として地方整備局長等が当局との事前協議を経て定める率を乗じて得た額
12	第3セクターの地下鉄道事業者のうち、その資本構成において、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人の出資の比率が50%未満のもの	令で定める額に 17%を乗じて得た額（事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には、その70%相当額を限度としてさらに減額することができる。） （「鉄道施設に係る占用料徴収事務の取扱いについて」（平成元年10月23日付け建設省政発第59号）の別紙1及び4に掲げるもの）
13	第3セクターの地下鉄道事業者のうち、その資本構成において、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人の出資の比率が50%以上のもの	令で定める額に 13%を乗じて得た額（事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には、その70%相当額を限度としてさらに減額することができる。） （「鉄道施設に係る占用料徴収事務の取扱いについて」（平成元年10月23日付け建設省政発第59号）の別紙2及び4に掲げるもの）
14	別表1の12又は13にかかわらず、第3セクターの地下鉄道事業者が第3種鉄道事業を営する場合において、当該第3セクターの地下鉄道事業者の所有する鉄道線路について使用し又は譲渡を受けようとする者が、別表2の1、3及び22	令で定める額に 10%を乗じて得た額（事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には、その70%相当額を限度としてさらに減額することができる。） （「鉄道施設に係る占用料徴収事務の

	の適用を受ける者（以下「免除事業者」という。）であるとき、又は第3セクターの地下鉄道事業者が免除事業者と相互乗り入れを行う場合	取扱いについて」（平成元年10月23日付け建設省道政発第59号）の別紙3及び4に掲げるもの）
15	タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に附随するベンチ及び上屋	令で定める額に50%を乗じて得た額（「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」（平成6年7月19日付け建設省道政発第37号）の記2に掲げるもの）
16	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	基地局1基当たり令で定める額に30%を乗じて得た額（「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省道政発第3号）の記1（4）に掲げるもの）
17	道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）	令で定める額に9分の1を乗じて得た額（「電線類の地中化に伴う占用料の額の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省道政発第4号）の記1（1）及び記2に掲げるもの）
18	電線類が上空に設置されていない道路において、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）	令で定める額に9分の1を乗じて得た額（「電線類の地中化に伴う占用料の額の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省道政発第4号）の記1（2）及び記2に掲げるもの）
19	「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」（平成9年3月14日付け建設省道政発第35号）における共同収容を他の事業者が占用物件を敷設するために利用し、かつ電線の芯線の一部のみを所有する場合	単独で電線を敷設する場合の占用料の額の3分の1を乗じて得た額（「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」（平成9年3月14日付け建設省道政発第35号）の記6（2）に掲げるもの）
20	「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」（平成22年2月24日付け国道利発第27号、国道地環発第29号）の別添5に定める柱状型機器	令で定める額（路上に設ける変圧器）に9分の1を乗じて得た額（「無電柱化の推進に伴う占用料の取扱い等について」（平成16年5月17日付け国道利第15号）の記1に掲げるもの）

		の)
21	「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(平成17年3月31日付け国道利第45号)の記1上記(3)の期間における記(2)に該当するもの	令で定める額に70%を乗じて得た額 (他の減額措置を講じる場合は、他の減額措置を講じた後の額に70%を乗じて得た額) (「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(平成17年3月31日付け国道利第45号)の記1(4)前段に掲げるもの)
22	電線共同溝、キャブ等に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。)	令で定める額に80%を乗じて得た額 (「電線類の地中化の推進に伴う占用料の額の取扱いについて」(平成23年3月10日付け国道利第8号)の記1(1)及び記2に掲げるもの)
23	別表1の22と一体不可分なもの(変圧器等の地上機器をいう。)	令で定める額に9分の1を乗じて得た額 (「電線類の地中化の推進に伴う占用料の額の取扱いについて」(平成23年3月10日付け国道利第8号)の記1(2)及び記2に掲げるもの)
24	令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備	左記の占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など)が行われる場合にあっては、令で定める額に10%を乗じて得た額(ただし、別に定める減額措置は適用しない)
25	都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)第15条に掲げる以下のもの ① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの ② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの ③ 令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの	(「道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について」(平成25年7月1日付け国道利第3号)の記1、2及び3に掲げるもの)
26	前各号に掲げるもののほか、慣行等から令で定める額の占用料を徴収することが不相当であると地方整備局長等が当局との事前協議を経て認めたもの	令で定める額に地方整備局長等が当局との事前協議を経て定める率を乗じて得た額

別表 2

	免除するもの
1	地方財政法第6条に規定する公営企業に係るもの
2	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し又は災害復旧工事を行う鉄道施設に係るもの
3	鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（本線、支線及び車庫等への引込線）及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道等」という。）に係るもの（主として地下鉄の形態により鉄道事業を営業者の保有する鉄道等に係るものを除く。）であって、道路が鉄道等の敷地を無償で使用する場合 なお、軌道法に基づく軌道に係る占用料は、軌道法に基づく命令が未制定のため徴収できない
4	公職選挙法による選挙活動のために使用するもの
5	街灯（アーチ型のものを除く。）
6	農道、林道その他の公共道路（公衆が常時道路交通の一環として通行している通路）
7	道路の附属物を無償で添加している電柱又は電話柱
8	占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱
9	公共的団体が設置する有線放送電話柱
10	公共的団体又は電気事業者（卸供給事業者を除く。）若しくは電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線（ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）の用に供するものに限る。）
11	ガス、電気、電気通信（認定電気通信事業者が設けるもので、認定電気通信事業の用に供するものに限る。）、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
12	公共的団体が設ける水管及び下水道管
13	積雪の度がはなはだしい地域におけるがんぎ
14	無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場
15	かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
16	カーブミラー
17	くずかご、花壇、掲示板等で営利目的がなく道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与するもの
18	地上権等により道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件（地上権等設定の際、占用料徴収を前提としている場合はこの限りではない。）
19	「架空の各戸引込電線の道路占用許可の適切な取扱いについて」（平成18年12月20日付け国道利第42号）の記1①から④までのいずれにも該当する架空の各戸

	<p>引込電線 （架空の各戸引込電線の道路占用許可の適切な取扱いについて」（平成 18 年 12 月 20 日付け国道利第 42 号） 2（4）に掲げるもの）</p>
20	<p>地下街のく体内に存する公共施設である地下通路（店内通路を除く） （「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和 43 年 9 月 20 日付け建設省政発第 44 号）の記 1（1）イに掲げるもの）</p>
21	<p>公益法人が設置する有線テレビ（CATV）電柱及びその支柱、架空の道路横断電線及び各戸引込電線</p>
22	<p>東京地下鉄株式会社の保有する鉄道等に係る占用料は、路上施設（通風孔、出入口等）に係るものを除き、当分の間、徴収しない</p>
23	<p>高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、コミュニティ道路、遊歩道、道の駅、サービスエリアなどに設置されるもので、広告の添加及び営利目的がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチ及びその上屋 （「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」（平成 6 年 7 月 19 日付け建設省政発第 37 号）の記 1 に掲げるもの）</p>
24	<p>「無線基地局の道路占用の取扱いについて」（平成 26 年 3 月 26 日付け国道利第 32 号）の無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線 （「無線基地局の道路占用の取扱いについて」（平成 26 年 3 月 26 日付け国道利第 32 号）の別紙 6（2）に掲げるもの）</p>
25	<p>水路に蓋掛けした通路で隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なもの （「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成 8 年 1 月 26 日付け建設省政発第 3 号）の記 1（7）に掲げるもの）</p>
26	<p>「WLL 方式の導入に伴う無線装置の道路占用について」（平成 10 年 7 月 10 日付け建設省政発第 3 号）の無線装置（蓄電池箱を除く）に附帯するアンテナ、配管及び配線 （「WLL 方式の導入に伴う無線装置の道路占用について」（平成 10 年 7 月 10 日付け建設省政発第 3 号）の別紙 6（3）に掲げるもの）</p>
27	<p>「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」（平成 11 年 3 月 31 日付け建設省政発第 31 号）の記 2 において新規の占用の許可の申請を要しないこととされた事業者が設置するもの （「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」（平成 11 年 3 月 31 日付け建設省政発第 31 号）の記 5 に掲げるもの）</p>
28	<p>「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」（平成 22 年 2 月 24</p>

	日付け国道利発第 27 号、国道地環発第 29 号) の 5 に定める支持柱 (「無電柱化の推進に伴う占用料の取扱い等について」(平成 16 年 5 月 17 日付け国道利第 15 号) の記 2 に掲げるもの)
29	「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(平成 17 年 3 月 31 日付け国道利第 45 号) の景観重要道路における既存物件に係る年度末までの占用料が既に納付されているものにつき、当該通達の記 1 (2) に該当するものとして、当該年度の途中の日からの占用の新規申請が行われたもの (「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(平成 17 年 3 月 31 日付け国道利第 45 号) の記 1 (4) 後段に掲げるもの)
30	バス停留所に附随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所
31	建築基準法第 85 条第 1 項に規定する区域内に存する道路の区域内の土地に設ける同項第 1 号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
32	電気事業者及び電気通信事業者が設置する支柱及び支線 (「道路管理システムの導入に伴う占用許可事務の取扱いについて」(平成 3 年 3 月 29 日付け建設省道政発第 31 号) の記 5 (1) に掲げるもの)
33	前各号に掲げるもののほか、慣行等から占用料を徴収することが不適當であると地方整備局長等が当局との事前協議を経て認めたもの

別表 3

	令別表に掲げる占有物件		適用するもの
1	法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱、第 2 種電柱、第 3 種電柱	ガス事業者が設ける電磁防食等のための電力引込柱
2		第 1 種電話柱、第 2 種電話柱、第 3 種電話柱	電気事業者が設ける電力保安通信設備（独立電話柱）
3		その他の柱類	支線柱（線及び柱により電柱を支えるもの）
4		路上に設ける変圧器	路上に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等
5		地下に設ける変圧器	地下に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等
6		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	ガス事業者が地上に設けるガス整圧塔、工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局、その他これに類する小型の無線基地局及び光アクセス装置
7		その他のもの	バス待合所、時刻表示板、非常用救助袋固定環（一对で 1 m ² とする。）及び電気自動車のための充電機器
8	法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設	鉱石運搬のための索道及びその保安施設	
9	法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	その他のもの	地下駐車場、通路（上空又は地下に設けるもの以外のもの）及びベルトコンベア
10	法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設		コインロッカー、靴みがき及び新聞売り
11	令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板	ショーウィンド及びサインポール
12		標識	商店・会社・商品名を表示せず理容所、クリーニング所等の業種を示すマーク及び工場、寮等への道程を示す案内板及びバス停留所標識
13		アーチ	アーチ型の街灯

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		延滞金の徴収
根拠法令及び条項		豊中市法定外公共物管理条例第 1 1 条第 1 項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分基準	関係条項	
	基準	「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和 42 年 11 月 13 日道政発第 90 号 5 その他 (4)）に準じる。
	参考事項	
備考		

○道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（昭和 42 年 11 月 13 日付け建設省道政発第 90 号）

最終改正：平成 26 年 3 月 26 日国道利第 33 号

昭和 42 年 10 月 26 日付け政令第 335 号で別添のとおり道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたので、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 工事開始等の告示

指定区間の一般国道において国土交通大臣が工事を行う場合の工事の開始又は完了の告示を行わないこととした。

なお、定期バスの運行の円滑化を図るため、工事の内容が定期バスの運行に影響を与えるような場合、例えば、工事の実施に当該道路が通行禁止又は一方通行の措置を必要とするとき、バスの停留所の移動を必要とするとき等の場合には、工事の開始又は完了の日をあらかじめ所轄地方運輸局陸運支局長に通知すること。

2 占用物件の追加

高速自動車国道又は自動車専用道路の区域において、道路の占用物件として休憩所、給油所及び自動車修理所を追加した。

これらの占用物件の許可基準については、別途通達する予定であるが、許可にあたっては当局と事前協議すること。

3 占用料の額

(1) 道路法施行令（以下「令」という。）第 19 条第 1 項

(イ) 占用の期間が翌年度以後にわたる場合は、年度ごとに占用料を算出して徴収する。

(ロ) 1 件の占用許可に係る年度ごとの占用料の額が 100 円に満たない場合は、占用料の額を 100 円とする。

(2) 令第 19 条第 3 項

(イ) 占用料を減額するもの・・・別表 1 のとおり

(ロ) 占用料を免除するもの・・・別表 2 のとおり

(3) 占用料の特例

(イ) 既存の占用物件における平成 26 年度以降の各年度の占用料の額は、占用物件ごとに算出した占用料の額が、占用物件ごとに算出した前年度の占用料の額に

1.2 を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、経過措置として当該調整占用料額とする。

(ロ) 別表1の減額対象となるもの及び占用料額並びに別表2の免除するもの又は経過措置に係る各規定にかかわらず、これらによることが著しく不相当と認められる特別の事情が存する場合には、令で定める占用料の額の範囲内で、地方整備局長若しくは沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）は当局との事前協議を経て別に取り扱うことができる。

(4) 令別表適用の運用

(イ) 削除

(ロ) 令別表中備考8の計算は、占用物件1個ごとに行う。

(ハ) 占用料の額が月額で定められているものの月の計算は、民法第143条の規定による。

4 特殊な占用物件の令別表適用

別表3のとおり

5 その他

(1) 占有者以外の者が占有物件に新たな物件を添加した場合及び占有者が自己の占有物件に占有目的外の物件を新たに添加した場合には、当該物件について別途別表に定める占用料を徴収する。

(2) 更新もれの占有物件は、新規占有として処理する。

(3) 新規の占有物件については、減免の適用を受けるものを除き、令で定める占用料の額を徴収する。

(4) 督促状を発する場合、督促状に指定する納付すべき期限は、その発行の日から20日以上30日以内とする。

別表 1

	減額対象となるもの	占用料額
1	民営の水道事業（専用水道事業を除く。）に係るもの	令で定める額に 50% を乗じて得た額
2	バス停留所標識、地下鉄出入口案内標識	
3	駐車場（駐車場法第 17 条第 1 項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。）及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	
4	駐車場法第 17 条第 1 項に規定する都市計画として決定された路外駐車場	令で定める額に 25% を乗じて得た額
5	地下街のく体内に存する公共施設である地下駐車場（駐車場法第 17 条第 1 項に規定する都市計画として決定された地下駐車場）	令で定める額に 4 分の 1 を乗じて得た額 （「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和 43 年 9 月 20 日付け建設省道政発第 44 号）の記 1（1）ロに掲げるもの）
6	地下街のく体内に存する公共施設である機械室、洗面所、案内所、無料休憩所、保安要員詰所等	令で定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額 （「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和 43 年 9 月 20 日付け建設省道政発第 44 号）の記 1（1）ハに掲げるもの）
7	アーケード	令で定める額に 20%（積雪の度が特にはなはだしい地域及び降灰地域にあつては 10%）を乗じて得た額（積雪の度が特にはなはだしい地域及び降灰地域にあつては、道路交通の利便に著しく寄与すると認められるものについては、免除することも差し支えない。） （「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成 8 年 1 月 26 日付け建設省道政発第 3 号）の記 1（5）に掲げるもの）
8	公益法人が設ける有線テレビ（CATV）の架空道路縦断電線	令で定める額に 50% を乗じて得た額
9	公安委員会の設置する交通信号灯を無	

	償で添加している電気事業者又は電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱	
10	電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又はバス・軌道の停留所標識に添加された広告（以下「添加広告」という。）及び建物、へいその他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告（突出看板）のうち、表裏2面に表示しているもの	令で定める額に 70%を乗じて得た額（添加広告のうち、巻付広告については、令で定める額に 35%を乗じて得た額。） （「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省政発第3号）の記1（6）に掲げるもの）
11	別表2の22を除き、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人から出資を受け、主として地下鉄の形態により公共的な目的をもって設立された事業主体（以下「地下鉄道事業者」という。）の保有する鉄道等に係るもの	令で定める額に 25%を上限として地方整備局長等が当局との事前協議を経て定める率を乗じて得た額
12	第3セクターの地下鉄道事業者のうち、その資本構成において、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人の出資の比率が50%未満のもの	令で定める額に 17%を乗じて得た額（事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には、その70%相当額を限度としてさらに減額することができる。） （「鉄道施設に係る占用料徴収事務の取扱いについて」（平成元年10月23日付け建設省政発第59号）の別紙1及び4に掲げるもの）
13	第3セクターの地下鉄道事業者のうち、その資本構成において、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人の出資の比率が50%以上のもの	令で定める額に 13%を乗じて得た額（事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には、その70%相当額を限度としてさらに減額することができる。） （「鉄道施設に係る占用料徴収事務の取扱いについて」（平成元年10月23日付け建設省政発第59号）の別紙2及び4に掲げるもの）
14	別表1の12又は13にかかわらず、第3セクターの地下鉄道事業者が第3種鉄道事業を営する場合において、当該第3セクターの地下鉄道事業者の所有する鉄道線路について使用し又は譲渡を受けようとする者が、別表2の1、3及び22	令で定める額に 10%を乗じて得た額（事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には、その70%相当額を限度としてさらに減額することができる。） （「鉄道施設に係る占用料徴収事務の

	の適用を受ける者（以下「免除事業者」という。）であるとき、又は第3セクターの地下鉄道事業者が免除事業者と相互乗り入れを行う場合	取扱いについて」（平成元年10月23日付け建設省道政発第59号）の別紙3及び4に掲げるもの）
15	タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に附随するベンチ及び上屋	令で定める額に50%を乗じて得た額（「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」（平成6年7月19日付け建設省道政発第37号）の記2に掲げるもの）
16	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	基地局1基当たり令で定める額に30%を乗じて得た額（「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省道政発第3号）の記1（4）に掲げるもの）
17	道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）	令で定める額に9分の1を乗じて得た額（「電線類の地中化に伴う占用料の額の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省道政発第4号）の記1（1）及び記2に掲げるもの）
18	電線類が上空に設置されていない道路において、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）	令で定める額に9分の1を乗じて得た額（「電線類の地中化に伴う占用料の額の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省道政発第4号）の記1（2）及び記2に掲げるもの）
19	「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」（平成9年3月14日付け建設省道政発第35号）における共同収容を他の事業者が占用物件を敷設するために利用し、かつ電線の芯線の一部のみを所有する場合	単独で電線を敷設する場合の占用料の額の3分の1を乗じて得た額（「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」（平成9年3月14日付け建設省道政発第35号）の記6（2）に掲げるもの）
20	「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」（平成22年2月24日付け国道利発第27号、国道地環発第29号）の別添5に定める柱状型機器	令で定める額（路上に設ける変圧器）に9分の1を乗じて得た額（「無電柱化の推進に伴う占用料の取扱い等について」（平成16年5月17日付け国道利第15号）の記1に掲げるもの）

		の)
21	「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(平成17年3月31日付け国道利第45号)の記1上記(3)の期間における記(2)に該当するもの	令で定める額に70%を乗じて得た額 (他の減額措置を講じる場合は、他の減額措置を講じた後の額に70%を乗じて得た額) (「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(平成17年3月31日付け国道利第45号)の記1(4)前段に掲げるもの)
22	電線共同溝、キャブ等に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。)	令で定める額に80%を乗じて得た額 (「電線類の地中化の推進に伴う占用料の額の取扱いについて」(平成23年3月10日付け国道利第8号)の記1(1)及び記2に掲げるもの)
23	別表1の22と一体不可分なもの(変圧器等の地上機器をいう。)	令で定める額に9分の1を乗じて得た額 (「電線類の地中化の推進に伴う占用料の額の取扱いについて」(平成23年3月10日付け国道利第8号)の記1(2)及び記2に掲げるもの)
24	令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備	左記の占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など)が行われる場合にあっては、令で定める額に10%を乗じて得た額(ただし、別に定める減額措置は適用しない)
25	都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)第15条に掲げる以下のもの ① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの ② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの ③ 令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの	(「道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について」(平成25年7月1日付け国道利第3号)の記1、2及び3に掲げるもの)
26	前各号に掲げるもののほか、慣行等から令で定める額の占用料を徴収することが不相当であると地方整備局長等が当局との事前協議を経て認めたもの	令で定める額に地方整備局長等が当局との事前協議を経て定める率を乗じて得た額

別表 2

	免除するもの
1	地方財政法第6条に規定する公営企業に係るもの
2	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し又は災害復旧工事を行う鉄道施設に係るもの
3	鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（本線、支線及び車庫等への引込線）及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道等」という。）に係るもの（主として地下鉄の形態により鉄道事業を営業者の保有する鉄道等に係るものを除く。）であって、道路が鉄道等の敷地を無償で使用する場合 なお、軌道法に基づく軌道に係る占用料は、軌道法に基づく命令が未制定のため徴収できない
4	公職選挙法による選挙活動のために使用するもの
5	街灯（アーチ型のものを除く。）
6	農道、林道その他の公共道路（公衆が常時道路交通の一環として通行している通路）
7	道路の附属物を無償で添加している電柱又は電話柱
8	占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱
9	公共的団体が設置する有線放送電話柱
10	公共的団体又は電気事業者（卸供給事業者を除く。）若しくは電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線（ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）の用に供するものに限る。）
11	ガス、電気、電気通信（認定電気通信事業者が設けるもので、認定電気通信事業の用に供するものに限る。）、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
12	公共的団体が設ける水管及び下水道管
13	積雪の度がはなはだしい地域におけるがんぎ
14	無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場
15	かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
16	カーブミラー
17	くずかご、花壇、掲示板等で営利目的がなく道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与するもの
18	地上権等により道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件（地上権等設定の際、占用料徴収を前提としている場合はこの限りではない。）
19	「架空の各戸引込電線の道路占用許可の適切な取扱いについて」（平成18年12月20日付け国道利第42号）の記1①から④までのいずれにも該当する架空の各戸

	<p>引込電線 （架空の各戸引込電線の道路占用許可の適切な取扱いについて」（平成 18 年 12 月 20 日付け国道利第 42 号） 2（4）に掲げるもの）</p>
20	<p>地下街のく体内に存する公共施設である地下通路（店内通路を除く） （「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和 43 年 9 月 20 日付け建設省政発第 44 号）の記 1（1）イに掲げるもの）</p>
21	<p>公益法人が設置する有線テレビ（CATV）電柱及びその支柱、架空の道路横断電線及び各戸引込電線</p>
22	<p>東京地下鉄株式会社の保有する鉄道等に係る占用料は、路上施設（通風孔、出入口等）に係るものを除き、当分の間、徴収しない</p>
23	<p>高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、コミュニティ道路、遊歩道、道の駅、サービスエリアなどに設置されるもので、広告の添加及び営利目的がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチ及びその上屋 （「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」（平成 6 年 7 月 19 日付け建設省政発第 37 号）の記 1 に掲げるもの）</p>
24	<p>「無線基地局の道路占用の取扱いについて」（平成 26 年 3 月 26 日付け国道利第 32 号）の無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線 （「無線基地局の道路占用の取扱いについて」（平成 26 年 3 月 26 日付け国道利第 32 号）の別紙 6（2）に掲げるもの）</p>
25	<p>水路に蓋掛けした通路で隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なもの （「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成 8 年 1 月 26 日付け建設省政発第 3 号）の記 1（7）に掲げるもの）</p>
26	<p>「WLL 方式の導入に伴う無線装置の道路占用について」（平成 10 年 7 月 10 日付け建設省政発第 3 号）の無線装置（蓄電池箱を除く）に附帯するアンテナ、配管及び配線 （「WLL 方式の導入に伴う無線装置の道路占用について」（平成 10 年 7 月 10 日付け建設省政発第 3 号）の別紙 6（3）に掲げるもの）</p>
27	<p>「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」（平成 11 年 3 月 31 日付け建設省政発第 31 号）の記 2 において新規の占用の許可の申請を要しないこととされた事業者が設置するもの （「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」（平成 11 年 3 月 31 日付け建設省政発第 31 号）の記 5 に掲げるもの）</p>
28	<p>「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」（平成 22 年 2 月 24</p>

	日付け国道利発第 27 号、国道地環発第 29 号) の 5 に定める支持柱 (「無電柱化の推進に伴う占用料の取扱い等について」(平成 16 年 5 月 17 日付け国道利第 15 号) の記 2 に掲げるもの)
29	「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(平成 17 年 3 月 31 日付け国道利第 45 号) の景観重要道路における既存物件に係る年度末までの占用料が既に納付されているものにつき、当該通達の記 1 (2) に該当するものとして、当該年度の途中の日からの占用の新規申請が行われたもの (「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(平成 17 年 3 月 31 日付け国道利第 45 号) の記 1 (4) 後段に掲げるもの)
30	バス停留所に附随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所
31	建築基準法第 85 条第 1 項に規定する区域内に存する道路の区域内の土地に設ける同項第 1 号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
32	電気事業者及び電気通信事業者が設置する支柱及び支線 (「道路管理システムの導入に伴う占用許可事務の取扱いについて」(平成 3 年 3 月 29 日付け建設省道政発第 31 号) の記 5 (1) に掲げるもの)
33	前各号に掲げるもののほか、慣行等から占用料を徴収することが不適當であると地方整備局長等が当局との事前協議を経て認めたもの

別表 3

	令別表に掲げる占有物件		適用するもの
1	法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱、第 2 種電柱、第 3 種電柱	ガス事業者が設ける電磁防食等のための電力引込柱
2		第 1 種電話柱、第 2 種電話柱、第 3 種電話柱	電気事業者が設ける電力保安通信設備（独立電話柱）
3		その他の柱類	支線柱（線及び柱により電柱を支えるもの）
4		路上に設ける変圧器	路上に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等
5		地下に設ける変圧器	地下に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等
6		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	ガス事業者が地上に設けるガス整圧塔、工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局、その他これに類する小型の無線基地局及び光アクセス装置
7		その他のもの	バス待合所、時刻表示板、非常用救助袋固定環（一对で 1 m ² とする。）及び電気自動車のための充電機器
8	法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設	鉱石運搬のための索道及びその保安施設	
9	法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	その他のもの	地下駐車場、通路（上空又は地下に設けるもの以外のもの）及びベルトコンベア
10	法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設		コインロッカー、靴みがき及び新聞売り
11	令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板	ショーウィンド及びサインポール
12		標識	商店・会社・商品名を表示せず理容所、クリーニング所等の業種を示すマーク及び工場、寮等への道程を示す案内板及びバス停留所標識
13		アーチ	アーチ型の街灯

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		監督処分
根拠法令及び条項		豊中市法定外公共物管理条例第 17 条
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	法令の定め以上に具体化することが困難。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		過料
根拠法令及び条項		豊中市法定外公共物管理条例第22条第2項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分基準	関係条項	
	基準	法令の定め以上に具体化することが困難。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		他の工作物管理者の工事施行命令
根拠法令及び条項		道路法第 2 1 条
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	不利益処分の事例はない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		工事原因者への工事施行命令
根拠法令及び条項		道路法第22条第1項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処 分 基 準	関係条項	
	基準	不利益処分の事例はない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		道路占用料の徴収
根拠法令及び条項		道路法第39条第1項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分基準	関係条項	
	基準	道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（昭和42年11月13日道政発第90号）
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		原状回復に代わる措置の指示
根拠法令及び条項		道路法第40条第2項
所管部課(室)係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	不利益処分の事例はない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	車両積載物の落下物予防等措置命令	
根拠法令及び条項	道路法第43条の2	
所管部課（室）係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	不利益処分の事例はない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		工作物管理者の危険防止措置命令
根拠法令及び条項		道路法第44条第4項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分基準	関係条項	
	基準	道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる沿道区域はない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		違反車両の通行中止等の措置命令
根拠法令及び条項		道路法第47条の3第1項
所管部課(室)係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分基準	関係条項	
	基準	特殊車両の通行に関する指導取締要領(昭和53年12月1日建設省道交発第96号道路局長通達)
	参考事項	
備考		

車両の通行の制限について（抄）

（昭和53年12月1日 建設省道交発96号 各地方建設局長、都道府県知事、指定市長、関係公団総裁、理事長あて道路局長通達）

最近改正 平成21年4月30日国道交第8号

[別添二]

特殊車両の通行に関する指導取締要領

第一 趣旨

道路法（以下「法」という。）第四七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度（車両制限令（以下「令」という。）第三条に規定する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度をいう。）を超える車両（以下「特殊車両」という。）の通行に関し、法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する道路管理者の指導取締りについては、この要領の定めるところによる。

第二 指導取締りの実施

- 一 道路管理者は、その管理に係る道路における特殊車両の通行実態、道路の状況その他の事情を勘案して、沿道その他の適切な場所に重量計その他の車両計測機器を備えた指導取締基地を設置し、特殊車両を違法に通行させている者に対して定期的に指導取締りを実施するものとする。
- 二 道路管理者は、指導取締りを実施するに当たっては、あらかじめ所轄警察署等と協議し、指導取締りの現場に警察官の立会いを求める等緊密な連携を図り、万全を期するものとする。
- 三 指導取締りの現場責任者には、必ず道路監理員をもつて充てるものとする。ただし、道路整備特別措置法第五条第一項に基づき機構が実施する場合は、同等の実施方法を確保するものとする。
- 四 指導取締りに当たっては、別記様式第一の特殊車両指導取締調書を作成するものとする。
- 五 指導取締りの実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - （一）指導取締りに従事する職員は、服装を統一し、保安帽を着用すること。
 - （二）指導取締りに従事する職員のうち、法第七十一条第五項の規定により道路監理員に命ぜられている者は、必ず同条第七項に規定する身分証明書を携帯するものとし、「道路監理員 国土交通省」等を表示した腕章を着用すること。
- 六 道路管理者は前記一から五までによるほか、必要に応じ、走行中の車両の重量等を自動的に計測できる装置（以下「車両重量自動計測装置」という。）を設置し、特殊車両を違法に通行させた者に対して指導取締りを実施するものとする。

第三 特殊車両を違法に通行させている者に対する道路管理者の措置

一 措置命令

道路管理者は、次に掲げる区分に従い、当該特殊車両を違法に通行させている者に対し、別

記様式第二により、措置命令を行うものとする。

- (一) 法第四七条第二項の規定に違反して特殊車両を通行させている場合においては、次により、それぞれ必要な措置を講ずることを命ずる。
 - (ア) 当該特殊車両の構造の一部を取りはずし又は積載貨物を分割することができるため、車両の幅、重量、高さ、長さ等の軽減等の措置を講ずることが可能である場合は、当該措置を講ずべきこと。
 - (イ) 当該特殊車両の構造の一部の取りはずし又は積載貨物の分割が不可能である場合は、法第四七条の二第一項の通行の許可を得るまでの間、通行を中止すべきこと。
- (二) 法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合においては、当該条件に適合した措置を講ずべきことを命ずるほか、必要に応じて通行の中止等を命ずる。
- (三) 道路管理者は、法第四七条第二項の規定に違反し、又は法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合において、その違反の程度が軽微であり、前記（一）又は（二）の措置を講ずる必要がないと認められる場合は、別記様式第三により、指導警告を行うものとする。

二 許可の取消し

道路管理者は、次のいずれかの一に該当する場合においては、当該特殊車両の通行に係る法第四七条の二第一項の規定による許可を受けた者に対し、当該許可が当該道路管理者に係るものであるときは、あらかじめ聴聞を行つたうえ、別記様式第四により当該許可を自ら取り消し、当該許可が他の道路管理者に係るものであるときは、別記様式第五により、当該他の道路管理者に対し、当該違反事実等について通知するものとする。

なお、許可を取消した場合には、すみやかに許可証を返還させるものとする。

- (一) 法第四七条の二第一項の許可に係る通行経路において法第四七条第二項の規定に違反し、又は法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させ、人の死亡又は重傷に係る交通事故若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。
- (二) 法第四七条の二第一項の許可に係る通行経路において法第四七条第二項の規定に違反し、又は法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第四七条の三第一項の規定による道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。
- (三) 常習として、法第四七条の二第一項の許可に係る通行経路において法第四七条第二項の規定に違反し、又は法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させたとき。

三 告発

道路管理者は、次のいずれかの一に該当する場合においては、当該特殊車両を通行させた者を、別記様式第六（(二)に該当する場合においては、別記様式第六の二）により告発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、口頭により告発するものとする。

- (一) 法第四七条第二項の規定に違反し、又は法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させ、人の死亡又は重傷に係る交通事故、若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。
- (二) 法第四七条第二項の規定に違反し、又は法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が

付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第四七条の三第一項の規定による道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。

(三) 常習として、法第四七条第二項の規定に違反し、又は法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させたとき。

四 積載貨物等の処理

道路管理者は、特殊車両を違法に通行させた者が、道路管理者の総重量の軽減等の措置命令に応じて積載貨物の分割等をした場合は、当該貨物を別の車両に積み替えさせる等の措置を講じさせるものとする。

五 車両重量自動計測装置の計測結果に基づく指導警告

道路管理者は、車両重量自動計測装置の計測結果に基づき、法第四七条第二項の規定に違反し、又は法第四七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させた者に対し、別記様式第六の三により、指導警告を行うものとする。

第四 指導取締結果の報告

一 道路管理者は、措置命令件数、許可の取消し件数及び告発件数について、特殊な車両の通行許可事務処理要領第一〇に基づき、同要領別記様式九の四により国土交通省道路局（道路交通管理課）あて報告するものとする。

二 道路管理者は、許可の取消しを行つた場合においては、すみやかに当該許可取消し通知書その他の関係書類の写しを添付して、別記様式第六の四により、国土交通省道路局（道路交通管理課）あて報告するものとする。

三 道路管理者は、告発を行つた場合においては、前記一の報告のほか、すみやかに当該告発状その他の関係書類の写しを添付して、別記様式第七により、国土交通省道路局（道路交通管理課）あて報告するものとする。

別記様式第一～第七（略）

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	道路に関する必要な措置命令	
根拠法令及び条項	道路法第47条の3第2項	
所管部課(室)係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	不利益処分の事例はない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		道路保全立体区域内の措置命令
根拠法令及び条項		道路法第48条第2項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分基準	関係条項	
	基準	道路法の一部を改正する法律等の施行について（平成元年12月20日道政発第86号）第三
	参考事項	
備考		

○道路法等の一部を改正する法律等の施行について（平成元年12月20日道政発第86号建設省道路局路政課長通知）

最終修正：平成26年6月30日国道利第9号

標記については、「立体道路制度の運用について」（平成26年6月30日付け国都計第64号、国都市第58号、国道利第7号、国住街第68号都市局長、道路局長、住宅局長通知及び同日付け国都計第65号、国都市第59号、国道利第8号、国住街第69号都市計画課長、市街地整備課長、路政課長、市街地建築課長通知）をもって通知されたところであるが、さらに下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。なお、道路の区域を立体的区域として決定するに当たっては、平成30年3月31日までの間、国土交通省道路局路政課に報告すること。

記

第1 道路の立体的区域を決定する場合の道路の敷地に関する権原について

道路管理者は立体道路制度の適用に当たり、道路の管理上必要な範囲での限定的な権利を権原として取得又は保持することを原則とし、道路の新設又は改築の場合は(1)～(3)、既存道路の場合は(4)によること。

(1) 道路の立体的区域を決定する場合の道路の敷地に関する権原として民法（明治29年法律第89号）第269条の2の規定によるいわゆる区分地上権を設定し、又は共有持分を取得する際には、道路の適正な管理を確保するため以下の事項に留意して契約の締結をすること。

なお、契約事項のうち登記が可能であるものについてはできるかぎり登記すること。

- ① 道路管理者は、道路の設置を目的として敷地に関する権原を取得するものであり、地権者との契約において当該設定又は取得が道路の設置のためのものであることを明らかにすること。
- ② 道路の敷地に関する権原として設定された区分地上権又は取得された共有持分等については、その適正な管理を図るため道路台帳において明記するとともに、その権利関係が明らかとなるように関係図面を添付すること。
- ③ 道路管理者は、道路の管理のため必要があるときは、必要の限りにおいて土地に立ち入り、又は土地を使用することができるものとする。
- ④ 土地所有者の土地利用について以下のような一定の行為制限をかけるものとし、道路の適正な管理を確保するようにすること。
 - 1) 道路の管理に支障を及ぼすような土地の区画形質の変更、建築物等の新築若しくは改築又は竹木の植栽等を行ってはならないこと。
 - 2) 敷地内において爆発性若しくは易燃性を有する物件その他の危険物又は悪臭、騒音等を発する物件を製造し、貯蔵し、又は取り扱ってはならないこと。

(2) 道路の敷地に関する権原として区分地上権を設定する場合においては(1)に掲げる事項のほか、以下の事項に留意すること。

- ① 区分地上権の設定期間は道路の存する期間とすること。
- ② 区分地上権の設定の対価は、設定時に一時払いとすること。

- ③ 一筆の土地の一部について設定された区分地上権の登記は行うことができないので道路の設置に係る部分について敷地を分筆すること。
 - ④ 区分地上権の上下の範囲については、水平面で区画するのが原則であるが、登記できるのであれば斜面や曲面でも差し支えないこと。
 - ⑤ 国有地について区分地上権を設定しようとする場合においては、道路法（昭和27年法律第180号）第90条第2項（道路の敷地等の無償貸付け又は譲与）の規定は適用されないものであること。
- (3) 道路一体建物に係る道路についての敷地に関する権原としては、不動産登記上の制約のため、建物の敷地全体に関する共有持分を取得することとするが、その場合においては(1)に掲げる事項のほか、以下の事項に留意することとし、この場合の共有持分割合は、当該敷地に区分地上権を設定したと仮定した場合の設定価格相当額の敷地価格に対する割合を目安とすること。
- ① 共有持分は、建物の敷地全体に関するものとして取得するが、当該取得は、道路を設置するため道路の立体的区域に相当する空間を使用することを目的としてなされるものであること。
 - ② 民法第256条第1項ただし書に基づき、契約締結の日から5年間は敷地に関する分割を行わないこととすること。
 - ③ 道路管理者以外の共有者は、共有持分を譲渡するに当たっては、道路管理者の同意を得ることとすること。
- (4) 既存道路に立体道路制度を適用する場合、市街地再開発事業においては都市再開発法（昭和44年法律第38号）第109条の2第1項及び第118条の25第1項の規定により道路と施設建築物との一体的整備を行うことができ、同法第109条の2第8項及び第118条の25第4項において準用する同法第88条第6項に基づき、地上権の設定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第1項及び国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第1項の規定の適用を受けない。

上記に該当しない場合、国有財産法及び地方自治法に基づき、行政財産を適切に処理する必要があることから、適用に当たっては、国土交通省道路局路政課に相談されたい。

なお、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属する財産については、国有財産法第18条第1項及び地方自治法第238条の4第1項の規定の適用を受けず、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）に基づき、適切に処分等すること。

既存の道路において、土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による事業の認定の告示の日から20年以内に、道路区域を外し、かつ道路法第92条第1項に基づく管理の期間が終了する場合、元の所有者に土地収用法第106条の規定による買受権が発生する場合があることから、このおそれがある場合には、国土交通省道路局路政課に相談されたい。

第2 道路一体建物に関する協定等について

- (1) 道路一体建物に関する協定について

イ 道路一体建物に関する協定においては、少なくとも以下の事項を定めること。

- ① 当該協定の締結は、道路と建物が一体的な構造となることについての道路管理者（以下イ中において「甲」という。）と当該建物の所有者になろうとする者（以下イ中において「乙」という。）との合意の上でなされるものであること。
- ② 協定の対象となる道路一体建物の表示は、物件名、敷地の所在地及び面積、建物の所在地及び構造等により行うものであること。
また、道路一体建物に係る設計変更等が行われるときも、その内容に従って当該表示を変更すること。
- ③ 道路一体建物は、甲及び乙の協議により作成された設計図書に基づき新築すること。道路一体建物の新築に要する費用については、原則として乙が負担するものとし、甲は当該費用のうち道路の設置に伴い特別に要する費用を負担するものであること。
- ④ 乙は、道路一体建物又はその敷地内において、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる行為を行ってはならず、また、道路一体建物を使用する者に対して、当該行為を行わせてはならないこと。この場合において、乙が法令の規定に基づき適法に行う行為については、行為制限の対象とはならないこと。
- ⑤ 甲は、道路に関する点検又は道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事（以下イ中において「道路に関する工事」という。）を行うため必要がある場合には、乙と日時、場所及び方法について協議して、又は乙に通知して、道路一体建物に立ち入ることができ、この場合に乙に損失を与えたときは、当該損失を補償しなければならないこと。
- ⑥ 甲は、道路の構造を保全するため必要がある場合には、上記⑤と同様、道路一体建物の構造耐力等に関する点検を行うことができ、この場合に乙に損失を与えたときは当該損失を補償しなければならないこと。
- ⑦ 甲は、乙と日時及び方法について協議して、又は乙に通知して、道路に関する工事を行うことができること。
- ⑧ 乙は、道路一体建物に損害が生じ、又は損害が生じるおそれがある場合においては、甲に対して必要な道路に関する工事をすることを要請することができること。この場合において、甲は、その要請が相当と認められるときは、必要な道路に関する工事を行わなければならないこと。
- ⑨ 乙は、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる道路一体建物の改築、増築又は修繕に関する工事（以下イ中において「道路一体建物に関する工事」という。）を行おうとする場合においては甲とその日時及び方法について協議して、それ以外の当該工事を行おうとする場合においては甲に通知して、当該工事を行うことができること。
この場合において、当該工事に要する費用については、原則として乙が負担するものとし、甲は利益を受ける限度において、当該費用の一部を負担するものであること。
- ⑩ 甲は、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認

められる場合においては、必要な道路一体建物に関する工事をすることを乙に対して請求することができ、緊急の場合であって、あらかじめ請求を行うことが困難である場合においては、必要な最小限度の範囲内において道路一体建物に関する工事をを行うことができること。

これらの場合において、道路一体建物に関する工事に要する費用については、原則として甲が負担するものとし、乙は、利益を受ける限度において、当該費用の一部を負担するものであること。

⑪ 甲又は乙は、道路又は道路一体建物の設置又は管理の瑕疵によりそれぞれ道路一体建物又は道路に損害を与えた場合においては、当該損害をそれぞれ乙又は甲に賠償すること。

⑫ 協定の有効期間は、道路の存する期間とすること。

⑬ 甲又は乙は、それぞれ協議し、新たに協定を締結して、道路一体建物を取り壊し、かつ、道路一体建物の敷地に道路一体建物を新築すること（以下イ中において「道路一体建物の建替え」という。）ができるものであること。

また、甲及び乙は、新たに協定を締結するに際し道路一体建物の建替えを行う間の道路の供用を確保するための方法等について定めなければならないこと。

⑭ 甲は、この協定又はその写しを甲の特定の事務所において閲覧に供している旨を、道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に掲示しなければならないこと。

⑮ 甲は、道路の管理上必要な設備については、対価を支払って、道路一体建物の設備を使用することができること。

⑯ 乙は、道路一体建物の全部又は一部を貸与しようとする場合においては、当該貸与に係る契約に、当該貸与を受けようとする者が乙と同一の条件の下で、道路一体建物又はその敷地内における行為制限並びに甲が行う道路一体建物への立入り、道路一体建物に関する点検及び道路に関する工事の受忍義務を遵守する旨の条項を定めるとともに、当該貸与を受けようとする者に当該義務を遵守する旨の誓約書を甲に対して提出させなければならないこと。

⑰ 乙は、道路一体建物を譲渡しようとする場合においては、その旨を甲に通知しなければならないこと。

⑱ 以上のほか、甲は、乙が行う所有権の移転又は権利の設定を制限してはならないこと。

なお、以上の事項のうち道路一体建物の管理上必要な道路管理者の義務に関する事項は、道路法第47条の8第1項第7号の「その他道路一体建物の管理に際し必要な事項」として定めることとすること。

ロ 道路一体建物に関する協定は、協定を公示した場合においては、その後に道路一体建物の所有者となった者に対しても効力が及ぶものであることを踏まえ、協定を締結した場合は、速やかに協定を締結した旨の公示、協定又はその写しの閲覧及び閲覧に供している旨の掲示を行い、道路の適正な管理に支障の生ずることのないようにすること。

ハ 協定の目的となる道路一体建物は、一つの不動産として存在する建物全体であり、建物の一部について当該部分のみを道路一体建物とすることはできないものである

こと。

また、協定の適用範囲は道路一体建物全体とするのが原則であるが、協定に定められた事項によっては、各事項ごとに個別にその適用範囲を建物の一部に限ることは可能であること。

ニ 以上のほか、道路一体建物に関する協定を締結するに当たっては以下の事項に留意すること。

① 道路一体建物に関する協定に基づき当該道路一体建物を整備する際には、当該建物及びこれに接する周辺地域のうち一般公衆が通常生活している場所について大気汚染、騒音及び振動等に係る環境の保全に十分配慮すること。

② 道路法第47条の8第1項第7号の「その他道路一体建物の管理に際し必要な事項」には、道路一体建物が新築された後、騒音等の問題が生じた場合の措置（これに要する費用の負担に関する事項を含む。）についても含まれるものであること。また、騒音等の問題が生じた場合の措置（これに要する費用の負担に関する事項を含む。）を協定に定めなかった場合において騒音等の問題が万一生じた場合には、道路管理者と建物所有者は協議して必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

③ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）第13条第2項に基づき日本鉄道建設公団から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が承継した土地又は同機構が買戻権を有する土地に建築される道路一体建物に関する協定を締結しようとする場合には同機構の承認を得ること。

④ 指定区間外一般国道の新設、改築等に際し国土交通大臣が都道府県知事の権限を代行して道路一体建物に関する協定を締結しようとするときは、「あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない」こととされているが（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第6条第1項）、これは、国土交通大臣と道路管理者の間で意見の調整が調った段階で協定を締結することを意味するものであること。

(2) 道路一体建物に関する私権の行使の制限等について

イ 道路法第47条の10に定める道路一体建物に関する私権の行使の制限とは、道路管理者が道路の権原として敷地の共有持分を有している場合に共有者からの共有物の分割請求後に建物収去請求が行われる場合等道路の撤去につながるような道路一体建物に関する私権の行使の制限をその趣旨とするものであること。

ロ 道路一体建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）上のいわゆる区分所有建物である場合には、区分所有権の対象となっている一室を単位として本条を適用することとなることから、当該区分所有建物の他の一室の所有者であっても、その者が建物全体の敷地の所有者であるときには、本条にいう「敷地所有者等」に該当するものであること。

(3) 道路一体建物に関する協定モデルについて

道路法第47条の8に規定する道路一体建物に関する協定については、別添の協定モデル（「道路一体建物に関する協定モデルの作成に関する検討委員会」作成）を参考とすること。

第3 道路保全立体区域に係る制限について

道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地等が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合は、それを防止するため一定の措置を講ずる義務を負い、又は一定の行為をしてはならないこととされ、さらにそれらに違反した者に対しては道路管理者が措置命令を行えることとされているが（道路法第48条）、道路法以外の他の法律に基づく物件又は行為については、当該物件又は行為が各々の法律に照らして適法なものである限りは、これらの行為制限の対象とはならないものであること。

第4 建築物内における道路の附属物としての駐車場の設置等について

従来より、道路法上の道路であっても、路外駐車場等で一般的な道の機能を有しないものについては建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条の道路として扱わないこととしているところであるが（昭和54年2月8日付け建設省東住街発第15号参照）、立体道路制度により建築物の一部を限って道路の立体的区域を決定し、道路管理者が路外駐車場等を建築物内に整備できることから、路外駐車場等の整備に当たっては、本制度の活用を図ること。

なお、路外駐車場を建築物の一部として整備する場合において当該建築物が建物の区分所有等に関する法律上のいわゆる区分所有建物であるときに、駐車場と建築物の適正な管理を行うための特別の措置を定めた管理規約モデル（「道路の附属物として駐車場を設置する場合の管理規約モデルの作成に関する検討委員会」作成）を参考とすること（別添参照）。

別 添【今回改正部分】

道路一体建物に関する協定モデル

〇〇（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が建設する道路（〇〇市〇〇番地から〇〇番地までの区間をいう。）と乙が新築する建物とが一体的な構造となることについて合意し、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の8第1項の規定に基づき、この協定を締結する。

第1条～第23条 （略）

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		行為の中止、物件の除却等の命令
根拠法令及び条項		道路法第48条第4項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	道路法の一部を改正する法律等の施行について（平成元年12月20日道政発第86号）第三
	参考事項	
備考		

○道路法等の一部を改正する法律等の施行について（平成元年12月20日道政発第86号建設省道路局路政課長通知）

最終修正：平成26年6月30日国道利第9号

標記については、「立体道路制度の運用について」（平成26年6月30日付け国都計第64号、国都市第58号、国道利第7号、国住街第68号都市局長、道路局長、住宅局長通知及び同日付け国都計第65号、国都市第59号、国道利第8号、国住街第69号都市計画課長、市街地整備課長、路政課長、市街地建築課長通知）をもって通知されたところであるが、さらに下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。なお、道路の区域を立体的区域として決定するに当たっては、平成30年3月31日までの間、国土交通省道路局路政課に報告すること。

記

第1 道路の立体的区域を決定する場合の道路の敷地に関する権原について

道路管理者は立体道路制度の適用に当たり、道路の管理上必要な範囲での限定的な権利を権原として取得又は保持することを原則とし、道路の新設又は改築の場合は(1)～(3)、既存道路の場合は(4)によること。

(1) 道路の立体的区域を決定する場合の道路の敷地に関する権原として民法（明治29年法律第89号）第269条の2の規定によるいわゆる区分地上権を設定し、又は共有持分を取得する際には、道路の適正な管理を確保するため以下の事項に留意して契約の締結をすること。

なお、契約事項のうち登記が可能であるものについてはできるかぎり登記すること。

- ① 道路管理者は、道路の設置を目的として敷地に関する権原を取得するものであり、地権者との契約において当該設定又は取得が道路の設置のためのものであることを明らかにすること。
- ② 道路の敷地に関する権原として設定された区分地上権又は取得された共有持分等については、その適正な管理を図るため道路台帳において明記するとともに、その権利関係が明らかとなるように関係図面を添付すること。
- ③ 道路管理者は、道路の管理のため必要があるときは、必要の限りにおいて土地に立ち入り、又は土地を使用することができるものとする。
- ④ 土地所有者の土地利用について以下のような一定の行為制限をかけるものとし、道路の適正な管理を確保するようにすること。
 - 1) 道路の管理に支障を及ぼすような土地の区画形質の変更、建築物等の新築若しくは改築又は竹木の植栽等を行ってはならないこと。
 - 2) 敷地内において爆発性若しくは易燃性を有する物件その他の危険物又は悪臭、騒音等を発する物件を製造し、貯蔵し、又は取り扱ってはならないこと。

(2) 道路の敷地に関する権原として区分地上権を設定する場合においては(1)に掲げる事項のほか、以下の事項に留意すること。

- ① 区分地上権の設定期間は道路の存する期間とすること。
- ② 区分地上権の設定の対価は、設定時に一時払いとすること。

- ③ 一筆の土地の一部について設定された区分地上権の登記は行うことができないので道路の設置に係る部分について敷地を分筆すること。
 - ④ 区分地上権の上下の範囲については、水平面で区画するのが原則であるが、登記できるのであれば斜面や曲面でも差し支えないこと。
 - ⑤ 国有地について区分地上権を設定しようとする場合においては、道路法（昭和27年法律第180号）第90条第2項（道路の敷地等の無償貸付け又は譲与）の規定は適用されないものであること。
- (3) 道路一体建物に係る道路についての敷地に関する権原としては、不動産登記上の制約のため、建物の敷地全体に関する共有持分を取得することとするが、その場合においては(1)に掲げる事項のほか、以下の事項に留意することとし、この場合の共有持分割合は、当該敷地に区分地上権を設定したと仮定した場合の設定価格相当額の敷地価格に対する割合を目安とすること。
- ① 共有持分は、建物の敷地全体に関するものとして取得するが、当該取得は、道路を設置するため道路の立体的区域に相当する空間を使用することを目的としてなされるものであること。
 - ② 民法第256条第1項ただし書に基づき、契約締結の日から5年間は敷地に関する分割を行わないこととすること。
 - ③ 道路管理者以外の共有者は、共有持分を譲渡するに当たっては、道路管理者の同意を得ることとすること。
- (4) 既存道路に立体道路制度を適用する場合、市街地再開発事業においては都市再開発法（昭和44年法律第38号）第109条の2第1項及び第118条の25第1項の規定により道路と施設建築物との一体的整備を行うことができ、同法第109条の2第8項及び第118条の25第4項において準用する同法第88条第6項に基づき、地上権の設定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第1項及び国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第1項の規定の適用を受けない。

上記に該当しない場合、国有財産法及び地方自治法に基づき、行政財産を適切に処理する必要があることから、適用に当たっては、国土交通省道路局路政課に相談されたい。

なお、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属する財産については、国有財産法第18条第1項及び地方自治法第238条の4第1項の規定の適用を受けず、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）に基づき、適切に処分等すること。

既存の道路において、土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による事業の認定の告示の日から20年以内に、道路区域を外し、かつ道路法第92条第1項に基づく管理の期間が終了する場合、元の所有者に土地収用法第106条の規定による買受権が発生する場合があることから、このおそれがある場合には、国土交通省道路局路政課に相談されたい。

第2 道路一体建物に関する協定等について

- (1) 道路一体建物に関する協定について

イ 道路一体建物に関する協定においては、少なくとも以下の事項を定めること。

- ① 当該協定の締結は、道路と建物が一体的な構造となることについての道路管理者（以下イ中において「甲」という。）と当該建物の所有者になろうとする者（以下イ中において「乙」という。）との合意の上でなされるものであること。
- ② 協定の対象となる道路一体建物の表示は、物件名、敷地の所在地及び面積、建物の所在地及び構造等により行うものであること。
また、道路一体建物に係る設計変更等が行われるときも、その内容に従って当該表示を変更すること。
- ③ 道路一体建物は、甲及び乙の協議により作成された設計図書に基づき新築すること。道路一体建物の新築に要する費用については、原則として乙が負担するものとし、甲は当該費用のうち道路の設置に伴い特別に要する費用を負担するものであること。
- ④ 乙は、道路一体建物又はその敷地内において、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる行為を行ってはならず、また、道路一体建物を使用する者に対して、当該行為を行わせてはならないこと。この場合において、乙が法令の規定に基づき適法に行う行為については、行為制限の対象とはならないこと。
- ⑤ 甲は、道路に関する点検又は道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事（以下イ中において「道路に関する工事」という。）を行うため必要がある場合には、乙と日時、場所及び方法について協議して、又は乙に通知して、道路一体建物に立ち入ることができ、この場合に乙に損失を与えたときは、当該損失を補償しなければならないこと。
- ⑥ 甲は、道路の構造を保全するため必要がある場合には、上記⑤と同様、道路一体建物の構造耐力等に関する点検を行うことができ、この場合に乙に損失を与えたときは当該損失を補償しなければならないこと。
- ⑦ 甲は、乙と日時及び方法について協議して、又は乙に通知して、道路に関する工事を行うことができること。
- ⑧ 乙は、道路一体建物に損害が生じ、又は損害が生じるおそれがある場合においては、甲に対して必要な道路に関する工事をすることを要請することができること。この場合において、甲は、その要請が相当と認められるときは、必要な道路に関する工事を行わなければならないこと。
- ⑨ 乙は、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる道路一体建物の改築、増築又は修繕に関する工事（以下イ中において「道路一体建物に関する工事」という。）を行おうとする場合においては甲とその日時及び方法について協議して、それ以外の当該工事を行おうとする場合においては甲に通知して、当該工事を行うことができること。
この場合において、当該工事に要する費用については、原則として乙が負担するものとし、甲は利益を受ける限度において、当該費用の一部を負担するものであること。
- ⑩ 甲は、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認

められる場合においては、必要な道路一体建物に関する工事をすることを乙に対して請求することができ、緊急の場合であって、あらかじめ請求を行うことが困難である場合においては、必要な最小限度の範囲内において道路一体建物に関する工事をを行うことができること。

これらの場合において、道路一体建物に関する工事に要する費用については、原則として甲が負担するものとし、乙は、利益を受ける限度において、当該費用の一部を負担するものであること。

⑪ 甲又は乙は、道路又は道路一体建物の設置又は管理の瑕疵によりそれぞれ道路一体建物又は道路に損害を与えた場合においては、当該損害をそれぞれ乙又は甲に賠償すること。

⑫ 協定の有効期間は、道路の存する期間とすること。

⑬ 甲又は乙は、それぞれ協議し、新たに協定を締結して、道路一体建物を取り壊し、かつ、道路一体建物の敷地に道路一体建物を新築すること（以下イ中において「道路一体建物の建替え」という。）ができるものであること。

また、甲及び乙は、新たに協定を締結するに際し道路一体建物の建替えを行う間の道路の供用を確保するための方法等について定めなければならないこと。

⑭ 甲は、この協定又はその写しを甲の特定の事務所において閲覧に供している旨を、道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に掲示しなければならないこと。

⑮ 甲は、道路の管理上必要な設備については、対価を支払って、道路一体建物の設備を使用することができること。

⑯ 乙は、道路一体建物の全部又は一部を貸与しようとする場合においては、当該貸与に係る契約に、当該貸与を受けようとする者が乙と同一の条件の下で、道路一体建物又はその敷地内における行為制限並びに甲が行う道路一体建物への立入り、道路一体建物に関する点検及び道路に関する工事の受忍義務を遵守する旨の条項を定めるとともに、当該貸与を受けようとする者に当該義務を遵守する旨の誓約書を甲に対して提出させなければならないこと。

⑰ 乙は、道路一体建物を譲渡しようとする場合においては、その旨を甲に通知しなければならないこと。

⑱ 以上のほか、甲は、乙が行う所有権の移転又は権利の設定を制限してはならないこと。

なお、以上の事項のうち道路一体建物の管理上必要な道路管理者の義務に関する事項は、道路法第47条の8第1項第7号の「その他道路一体建物の管理に際し必要な事項」として定めることとすること。

ロ 道路一体建物に関する協定は、協定を公示した場合においては、その後に道路一体建物の所有者となった者に対しても効力が及ぶものであることを踏まえ、協定を締結した場合は、速やかに協定を締結した旨の公示、協定又はその写しの閲覧及び閲覧に供している旨の掲示を行い、道路の適正な管理に支障の生ずることのないようにすること。

ハ 協定の目的となる道路一体建物は、一つの不動産として存在する建物全体であり、建物の一部について当該部分のみを道路一体建物とすることはできないものである

こと。

また、協定の適用範囲は道路一体建物全体とするのが原則であるが、協定に定められた事項によっては、各事項ごとに個別にその適用範囲を建物の一部に限ることは可能であること。

ニ 以上のほか、道路一体建物に関する協定を締結するに当たっては以下の事項に留意すること。

① 道路一体建物に関する協定に基づき当該道路一体建物を整備する際には、当該建物及びこれに接する周辺地域のうち一般公衆が通常生活している場所について大気汚染、騒音及び振動等に係る環境の保全に十分配慮すること。

② 道路法第47条の8第1項第7号の「その他道路一体建物の管理に際し必要な事項」には、道路一体建物が新築された後、騒音等の問題が生じた場合の措置（これに要する費用の負担に関する事項を含む。）についても含まれるものであること。また、騒音等の問題が生じた場合の措置（これに要する費用の負担に関する事項を含む。）を協定に定めなかった場合において騒音等の問題が万一生じた場合には、道路管理者と建物所有者は協議して必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

③ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）第13条第2項に基づき日本鉄道建設公団から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が承継した土地又は同機構が買戻権を有する土地に建築される道路一体建物に関する協定を締結しようとする場合には同機構の承認を得ること。

④ 指定区間外一般国道の新設、改築等に際し国土交通大臣が都道府県知事の権限を代行して道路一体建物に関する協定を締結しようとするときは、「あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない」こととされているが（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第6条第1項）、これは、国土交通大臣と道路管理者の間で意見の調整が調った段階で協定を締結することを意味するものであること。

(2) 道路一体建物に関する私権の行使の制限等について

イ 道路法第47条の10に定める道路一体建物に関する私権の行使の制限とは、道路管理者が道路の権原として敷地の共有持分を有している場合に共有者からの共有物の分割請求後に建物収去請求が行われる場合等道路の撤去につながるような道路一体建物に関する私権の行使の制限をその趣旨とするものであること。

ロ 道路一体建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）上のいわゆる区分所有建物である場合には、区分所有権の対象となっている一室を単位として本条を適用することとなることから、当該区分所有建物の他の一室の所有者であっても、その者が建物全体の敷地の所有者であるときには、本条にいう「敷地所有者等」に該当するものであること。

(3) 道路一体建物に関する協定モデルについて

道路法第47条の8に規定する道路一体建物に関する協定については、別添の協定モデル（「道路一体建物に関する協定モデルの作成に関する検討委員会」作成）を参考とすること。

第3 道路保全立体区域に係る制限について

道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地等が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合は、それを防止するため一定の措置を講ずる義務を負い、又は一定の行為をしてはならないこととされ、さらにそれらに違反した者に対しては道路管理者が措置命令を行えることとされているが（道路法第48条）、道路法以外の他の法律に基づく物件又は行為については、当該物件又は行為が各々の法律に照らして適法なものである限りは、これらの行為制限の対象とはならないものであること。

第4 建築物内における道路の附属物としての駐車場の設置等について

従来より、道路法上の道路であっても、路外駐車場等で一般的な道の機能を有しないものについては建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条の道路として扱わないこととしているところであるが（昭和54年2月8日付け建設省東住街発第15号参照）、立体道路制度により建築物の一部を限って道路の立体的区域を決定し、道路管理者が路外駐車場等を建築物内に整備できることから、路外駐車場等の整備に当たっては、本制度の活用を図ること。

なお、路外駐車場を建築物の一部として整備する場合において当該建築物が建物の区分所有等に関する法律上のいわゆる区分所有建物であるときに、駐車場と建築物の適正な管理を行うための特別の措置を定めた管理規約モデル（「道路の附属物として駐車場を設置する場合の管理規約モデルの作成に関する検討委員会」作成）を参考とすること（別添参照）。

別 添【今回改正部分】

道路一体建物に関する協定モデル

〇〇（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が建設する道路（〇〇市〇〇番地から〇〇番地までの区間をいう。）と乙が新築する建物とが一体的な構造となることについて合意し、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の8第1項の規定に基づき、この協定を締結する。

第1条～第23条 （略）

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	違反行為の中止、その他の措置命令	
根拠法令及び条項	道路法第48条の12	
所管部課(室)係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	自動車専用道路は市内にない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		通行の中止、その他の措置命令
根拠法令及び条項		道路法第48条の15
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	不利益処分の事例はない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	原因者への工事費用負担命令	
根拠法令及び条項	道路法第58条第1項	
所管部課(室)係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	不利益処分の事例はない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		工作物管理者への工事費用負担命令
根拠法令及び条項		道路法第60条
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	不利益処分の事例はない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		受益者への工事費用負担命令
根拠法令及び条項		道路法第61条第1項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分基準	関係条項	
	基準	不利益処分の事例はない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		許可等の取消、工作物除却命令等（法令違反等がある場合）
根拠法令及び条項		道路法第71条第1項、第3項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係、指導係
処分基準	関係条項	
	基準	法令の定め以上に具体化することが困難。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		許可等の取消、工作物除却命令等（法令違反等がない場合）
根拠法令及び条項		道路法第71条第2項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分基準	関係条項	
	基準	不利益処分の事例はない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		負担金等の督促
根拠法令及び条項		道路法第73条第1項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	不利益処分の事例はない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		道路予定区域について第39条第1項を準用
根拠法令及び条項		道路法第91条第2項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（昭和42年11月13日道政発第90号）
	参考事項	
備考		

○道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（昭和 42 年 11 月 13 日付け建設省道政発第 90 号）

最終改正：平成 26 年 3 月 26 日国道利第 33 号

昭和 42 年 10 月 26 日付け政令第 335 号で別添のとおり道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたので、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 工事開始等の告示

指定区間の一般国道において国土交通大臣が工事を行う場合の工事の開始又は完了の告示を行わないこととした。

なお、定期バスの運行の円滑化を図るため、工事の内容が定期バスの運行に影響を与えるような場合、例えば、工事の実施に当該道路が通行禁止又は一方通行の措置を必要とするとき、バスの停留所の移動を必要とするとき等の場合には、工事の開始又は完了の日をあらかじめ所轄地方運輸局陸運支局長に通知すること。

2 占用物件の追加

高速自動車国道又は自動車専用道路の区域において、道路の占用物件として休憩所、給油所及び自動車修理所を追加した。

これらの占用物件の許可基準については、別途通達する予定であるが、許可にあたっては当局と事前協議すること。

3 占用料の額

(1) 道路法施行令（以下「令」という。）第 19 条第 1 項

(イ) 占用の期間が翌年度以後にわたる場合は、年度ごとに占用料を算出して徴収する。

(ロ) 1 件の占用許可に係る年度ごとの占用料の額が 100 円に満たない場合は、占用料の額を 100 円とする。

(2) 令第 19 条第 3 項

(イ) 占用料を減額するもの・・・別表 1 のとおり

(ロ) 占用料を免除するもの・・・別表 2 のとおり

(3) 占用料の特例

(イ) 既存の占用物件における平成 26 年度以降の各年度の占用料の額は、占用物件ごとに算出した占用料の額が、占用物件ごとに算出した前年度の占用料の額に

1.2 を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、経過措置として当該調整占用料額とする。

（ロ） 別表 1 の減額対象となるもの及び占用料額並びに別表 2 の免除するもの又は経過措置に係る各規定にかかわらず、これらによることが著しく不相当と認められる特別の事情が存する場合には、令で定める占用料の額の範囲内で、地方整備局長若しくは沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）は当局との事前協議を経て別に取り扱うことができる。

（4） 令別表適用の運用

（イ） 削除

（ロ） 令別表中備考 8 の計算は、占用物件 1 個ごとに行う。

（ハ） 占用料の額が月額で定められているものの月の計算は、民法第 143 条の規定による。

4 特殊な占用物件の令別表適用

別表 3 のとおり

5 その他

（1） 占用者以外の者が占用物件に新たな物件を添加した場合及び占用者が自己の占用物件に占用目的外の物件を新たに添加した場合には、当該物件について別途別表に定める占用料を徴収する。

（2） 更新もれの占用物件は、新規占用として処理する。

（3） 新規の占用物件については、減免の適用を受けるものを除き、令で定める占用料の額を徴収する。

（4） 督促状を発する場合、督促状に指定する納付すべき期限は、その発行の日から 20 日以上 30 日以内とする。

別表 1

	減額対象となるもの	占用料額
1	民営の水道事業（専用水道事業を除く。）に係るもの	令で定める額に 50% を乗じて得た額
2	バス停留所標識、地下鉄出入口案内標識	
3	駐車場（駐車場法第 17 条第 1 項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。）及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	
4	駐車場法第 17 条第 1 項に規定する都市計画として決定された路外駐車場	令で定める額に 25% を乗じて得た額
5	地下街のく体内に存する公共施設である地下駐車場（駐車場法第 17 条第 1 項に規定する都市計画として決定された地下駐車場）	令で定める額に 4 分の 1 を乗じて得た額 （「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和 43 年 9 月 20 日付け建設省道政発第 44 号）の記 1（1）ロに掲げるもの）
6	地下街のく体内に存する公共施設である機械室、洗面所、案内所、無料休憩所、保安要員詰所等	令で定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額 （「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和 43 年 9 月 20 日付け建設省道政発第 44 号）の記 1（1）ハに掲げるもの）
7	アーケード	令で定める額に 20%（積雪の度が特にはなはだしい地域及び降灰地域にあつては 10%）を乗じて得た額（積雪の度が特にはなはだしい地域及び降灰地域にあつては、道路交通の利便に著しく寄与すると認められるものについては、免除することも差し支えない。） （「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成 8 年 1 月 26 日付け建設省道政発第 3 号）の記 1（5）に掲げるもの）
8	公益法人が設ける有線テレビ（CATV）の架空道路縦断電線	令で定める額に 50% を乗じて得た額
9	公安委員会の設置する交通信号灯を無	

	償で添加している電気事業者又は電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱	
10	電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又はバス・軌道の停留所標識に添加された広告（以下「添加広告」という。）及び建物、へいその他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告（突出看板）のうち、表裏2面に表示しているもの	令で定める額に 70%を乗じて得た額（添加広告のうち、巻付広告については、令で定める額に 35%を乗じて得た額。） （「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省政発第3号）の記1（6）に掲げるもの）
11	別表2の22を除き、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人から出資を受け、主として地下鉄の形態により公共的な目的をもって設立された事業主体（以下「地下鉄道事業者」という。）の保有する鉄道等に係るもの	令で定める額に 25%を上限として地方整備局長等が当局との事前協議を経て定める率を乗じて得た額
12	第3セクターの地下鉄道事業者のうち、その資本構成において、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人の出資の比率が50%未満のもの	令で定める額に 17%を乗じて得た額（事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には、その70%相当額を限度としてさらに減額することができる。） （「鉄道施設に係る占用料徴収事務の取扱いについて」（平成元年10月23日付け建設省政発第59号）の別紙1及び4に掲げるもの）
13	第3セクターの地下鉄道事業者のうち、その資本構成において、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人の出資の比率が50%以上のもの	令で定める額に 13%を乗じて得た額（事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には、その70%相当額を限度としてさらに減額することができる。） （「鉄道施設に係る占用料徴収事務の取扱いについて」（平成元年10月23日付け建設省政発第59号）の別紙2及び4に掲げるもの）
14	別表1の12又は13にかかわらず、第3セクターの地下鉄道事業者が第3種鉄道事業を営する場合において、当該第3セクターの地下鉄道事業者の所有する鉄道線路について使用し又は譲渡を受けようとする者が、別表2の1、3及び22	令で定める額に 10%を乗じて得た額（事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には、その70%相当額を限度としてさらに減額することができる。） （「鉄道施設に係る占用料徴収事務の

	の適用を受ける者（以下「免除事業者」という。）であるとき、又は第3セクターの地下鉄道事業者が免除事業者と相互乗り入れを行う場合	取扱いについて」（平成元年10月23日付け建設省道政発第59号）の別紙3及び4に掲げるもの）
15	タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に附随するベンチ及び上屋	令で定める額に50%を乗じて得た額（「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」（平成6年7月19日付け建設省道政発第37号）の記2に掲げるもの）
16	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	基地局1基当たり令で定める額に30%を乗じて得た額（「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省道政発第3号）の記1（4）に掲げるもの）
17	道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）	令で定める額に9分の1を乗じて得た額（「電線類の地中化に伴う占用料の額の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省道政発第4号）の記1（1）及び記2に掲げるもの）
18	電線類が上空に設置されていない道路において、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）	令で定める額に9分の1を乗じて得た額（「電線類の地中化に伴う占用料の額の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省道政発第4号）の記1（2）及び記2に掲げるもの）
19	「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」（平成9年3月14日付け建設省道政発第35号）における共同収容を他の事業者が占用物件を敷設するために利用し、かつ電線の芯線の一部のみを所有する場合	単独で電線を敷設する場合の占用料の額の3分の1を乗じて得た額（「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」（平成9年3月14日付け建設省道政発第35号）の記6（2）に掲げるもの）
20	「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」（平成22年2月24日付け国道利発第27号、国道地環発第29号）の別添5に定める柱状型機器	令で定める額（路上に設ける変圧器）に9分の1を乗じて得た額（「無電柱化の推進に伴う占用料の取扱い等について」（平成16年5月17日付け国道利第15号）の記1に掲げるもの）

		の)
21	「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(平成17年3月31日付け国道利第45号)の記1上記(3)の期間における記(2)に該当するもの	令で定める額に70%を乗じて得た額 (他の減額措置を講じる場合は、他の減額措置を講じた後の額に70%を乗じて得た額) (「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(平成17年3月31日付け国道利第45号)の記1(4)前段に掲げるもの)
22	電線共同溝、キャブ等に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。)	令で定める額に80%を乗じて得た額 (「電線類の地中化の推進に伴う占用料の額の取扱いについて」(平成23年3月10日付け国道利第8号)の記1(1)及び記2に掲げるもの)
23	別表1の22と一体不可分なもの(変圧器等の地上機器をいう。)	令で定める額に9分の1を乗じて得た額 (「電線類の地中化の推進に伴う占用料の額の取扱いについて」(平成23年3月10日付け国道利第8号)の記1(2)及び記2に掲げるもの)
24	令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備	左記の占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など)が行われる場合にあっては、令で定める額に10%を乗じて得た額(ただし、別に定める減額措置は適用しない)
25	都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)第15条に掲げる以下のもの ① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの ② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの ③ 令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの	(「道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について」(平成25年7月1日付け国道利第3号)の記1、2及び3に掲げるもの)
26	前各号に掲げるもののほか、慣行等から令で定める額の占用料を徴収することが不相当であると地方整備局長等が当局との事前協議を経て認めたもの	令で定める額に地方整備局長等が当局との事前協議を経て定める率を乗じて得た額

別表 2

	免除するもの
1	地方財政法第6条に規定する公営企業に係るもの
2	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し又は災害復旧工事を行う鉄道施設に係るもの
3	鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（本線、支線及び車庫等への引込線）及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道等」という。）に係るもの（主として地下鉄の形態により鉄道事業を営業者の保有する鉄道等に係るものを除く。）であって、道路が鉄道等の敷地を無償で使用する場合 なお、軌道法に基づく軌道に係る占用料は、軌道法に基づく命令が未制定のため徴収できない
4	公職選挙法による選挙活動のために使用するもの
5	街灯（アーチ型のものを除く。）
6	農道、林道その他の公共道路（公衆が常時道路交通の一環として通行している通路）
7	道路の附属物を無償で添加している電柱又は電話柱
8	占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱
9	公共的団体が設置する有線放送電話柱
10	公共的団体又は電気事業者（卸供給事業者を除く。）若しくは電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線（ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）の用に供するものに限る。）
11	ガス、電気、電気通信（認定電気通信事業者が設けるもので、認定電気通信事業の用に供するものに限る。）、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
12	公共的団体が設ける水管及び下水道管
13	積雪の度がはなはだしい地域におけるがんぎ
14	無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場
15	かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
16	カーブミラー
17	くずかご、花壇、掲示板等で営利目的がなく道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与するもの
18	地上権等により道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件（地上権等設定の際、占用料徴収を前提としている場合はこの限りではない。）
19	「架空の各戸引込電線の道路占用許可の適切な取扱いについて」（平成18年12月20日付け国道利第42号）の記1①から④までのいずれにも該当する架空の各戸

	<p>引込電線 （架空の各戸引込電線の道路占用許可の適切な取扱いについて」（平成 18 年 12 月 20 日付け国道利第 42 号） 2（4）に掲げるもの）</p>
20	<p>地下街のく体内に存する公共施設である地下通路（店内通路を除く） （「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和 43 年 9 月 20 日付け建設省政発第 44 号）の記 1（1）イに掲げるもの）</p>
21	<p>公益法人が設置する有線テレビ（CATV）電柱及びその支柱、架空の道路横断電線及び各戸引込電線</p>
22	<p>東京地下鉄株式会社の保有する鉄道等に係る占用料は、路上施設（通風孔、出入口等）に係るものを除き、当分の間、徴収しない</p>
23	<p>高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、コミュニティ道路、遊歩道、道の駅、サービスエリアなどに設置されるもので、広告の添加及び営利目的がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチ及びその上屋 （「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」（平成 6 年 7 月 19 日付け建設省政発第 37 号）の記 1 に掲げるもの）</p>
24	<p>「無線基地局の道路占用の取扱いについて」（平成 26 年 3 月 26 日付け国道利第 32 号）の無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線 （「無線基地局の道路占用の取扱いについて」（平成 26 年 3 月 26 日付け国道利第 32 号）の別紙 6（2）に掲げるもの）</p>
25	<p>水路に蓋掛けした通路で隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なもの （「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成 8 年 1 月 26 日付け建設省政発第 3 号）の記 1（7）に掲げるもの）</p>
26	<p>「WLL 方式の導入に伴う無線装置の道路占用について」（平成 10 年 7 月 10 日付け建設省政発第 3 号）の無線装置（蓄電池箱を除く）に附帯するアンテナ、配管及び配線 （「WLL 方式の導入に伴う無線装置の道路占用について」（平成 10 年 7 月 10 日付け建設省政発第 3 号）の別紙 6（3）に掲げるもの）</p>
27	<p>「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」（平成 11 年 3 月 31 日付け建設省政発第 31 号）の記 2 において新規の占用の許可の申請を要しないこととされた事業者が設置するもの （「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」（平成 11 年 3 月 31 日付け建設省政発第 31 号）の記 5 に掲げるもの）</p>
28	<p>「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」（平成 22 年 2 月 24</p>

	日付け国道利発第 27 号、国道地環発第 29 号) の 5 に定める支持柱 (「無電柱化の推進に伴う占用料の取扱い等について」(平成 16 年 5 月 17 日付け国道利第 15 号) の記 2 に掲げるもの)
29	「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(平成 17 年 3 月 31 日付け国道利第 45 号) の景観重要道路における既存物件に係る年度末までの占用料が既に納付されているものにつき、当該通達の記 1 (2) に該当するものとして、当該年度の途中の日からの占用の新規申請が行われたもの (「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(平成 17 年 3 月 31 日付け国道利第 45 号) の記 1 (4) 後段に掲げるもの)
30	バス停留所に附随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所
31	建築基準法第 85 条第 1 項に規定する区域内に存する道路の区域内の土地に設ける同項第 1 号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
32	電気事業者及び電気通信事業者が設置する支柱及び支線 (「道路管理システムの導入に伴う占用許可事務の取扱いについて」(平成 3 年 3 月 29 日付け建設省道政発第 31 号) の記 5 (1) に掲げるもの)
33	前各号に掲げるもののほか、慣行等から占用料を徴収することが不適當であると地方整備局長等が当局との事前協議を経て認めたもの

別表 3

	令別表に掲げる占有物件		適用するもの
1	法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱、第 2 種電柱、第 3 種電柱	ガス事業者が設ける電磁防食等のための電力引込柱
2		第 1 種電話柱、第 2 種電話柱、第 3 種電話柱	電気事業者が設ける電力保安通信設備（独立電話柱）
3		その他の柱類	支線柱（線及び柱により電柱を支えるもの）
4		路上に設ける変圧器	路上に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等
5		地下に設ける変圧器	地下に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等
6		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	ガス事業者が地上に設けるガス整圧塔、工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局、その他これに類する小型の無線基地局及び光アクセス装置
7		その他のもの	バス待合所、時刻表示板、非常用救助袋固定環（一对で 1 m ² とする。）及び電気自動車のための充電機器
8	法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設	鉱石運搬のための索道及びその保安施設	
9	法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	その他のもの	地下駐車場、通路（上空又は地下に設けるもの以外のもの）及びベルトコンベア
10	法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設		コインロッカー、靴みがき及び新聞売り
11	令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板	ショーウィンド及びサインポール
12		標識	商店・会社・商品名を表示せず理容所、クリーニング所等の業種を示すマーク及び工場、寮等への道程を示す案内板及びバス停留所標識
13		アーチ	アーチ型の街灯

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	道路予定区域について第40条第2項を準用	
根拠法令及び条項	道路法第91条第2項	
所管部課(室)係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	不利益処分の事例はない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	道路予定区域について第44条第4項を準用	
根拠法令及び条項	道路法第91条第2項	
所管部課(室)係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	不利益処分の事例はない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	道路予定区域について第48条第2項を準用	
根拠法令及び条項	道路法第91条第2項	
所管部課(室)係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	道路法の一部を改正する法律等の施行について(平成元年12月20日建設省道政発第86、87号路政課長通達)第三
	参考事項	
備考		

○道路法等の一部を改正する法律等の施行について（平成元年12月20日道政発第86号建設省道路局路政課長通知）

最終修正：平成26年6月30日国道利第9号

標記については、「立体道路制度の運用について」（平成26年6月30日付け国都計第64号、国都市第58号、国道利第7号、国住街第68号都市局長、道路局長、住宅局長通知及び同日付け国都計第65号、国都市第59号、国道利第8号、国住街第69号都市計画課長、市街地整備課長、路政課長、市街地建築課長通知）をもって通知されたところであるが、さらに下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。なお、道路の区域を立体的区域として決定するに当たっては、平成30年3月31日までの間、国土交通省道路局路政課に報告すること。

記

第1 道路の立体的区域を決定する場合の道路の敷地に関する権原について

道路管理者は立体道路制度の適用に当たり、道路の管理上必要な範囲での限定的な権利を権原として取得又は保持することを原則とし、道路の新設又は改築の場合は(1)～(3)、既存道路の場合は(4)によること。

(1) 道路の立体的区域を決定する場合の道路の敷地に関する権原として民法（明治29年法律第89号）第269条の2の規定によるいわゆる区分地上権を設定し、又は共有持分を取得する際には、道路の適正な管理を確保するため以下の事項に留意して契約の締結をすること。

なお、契約事項のうち登記が可能であるものについてはできるかぎり登記すること。

- ① 道路管理者は、道路の設置を目的として敷地に関する権原を取得するものであり、地権者との契約において当該設定又は取得が道路の設置のためのものであることを明らかにすること。
- ② 道路の敷地に関する権原として設定された区分地上権又は取得された共有持分等については、その適正な管理を図るため道路台帳において明記するとともに、その権利関係が明らかとなるように関係図面を添付すること。
- ③ 道路管理者は、道路の管理のため必要があるときは、必要の限りにおいて土地に立ち入り、又は土地を使用することができるものとする。
- ④ 土地所有者の土地利用について以下のような一定の行為制限をかけるものとし、道路の適正な管理を確保するようにすること。
 - 1) 道路の管理に支障を及ぼすような土地の区画形質の変更、建築物等の新築若しくは改築又は竹木の植栽等を行ってはならないこと。
 - 2) 敷地内において爆発性若しくは易燃性を有する物件その他の危険物又は悪臭、騒音等を発する物件を製造し、貯蔵し、又は取り扱ってはならないこと。

(2) 道路の敷地に関する権原として区分地上権を設定する場合においては(1)に掲げる事項のほか、以下の事項に留意すること。

- ① 区分地上権の設定期間は道路の存する期間とすること。
- ② 区分地上権の設定の対価は、設定時に一時払いとすること。

- ③ 一筆の土地の一部について設定された区分地上権の登記は行うことができないので道路の設置に係る部分について敷地を分筆すること。
 - ④ 区分地上権の上下の範囲については、水平面で区画するのが原則であるが、登記できるのであれば斜面や曲面でも差し支えないこと。
 - ⑤ 国有地について区分地上権を設定しようとする場合においては、道路法（昭和27年法律第180号）第90条第2項（道路の敷地等の無償貸付け又は譲与）の規定は適用されないものであること。
- (3) 道路一体建物に係る道路についての敷地に関する権原としては、不動産登記上の制約のため、建物の敷地全体に関する共有持分を取得することとするが、その場合においては(1)に掲げる事項のほか、以下の事項に留意することとし、この場合の共有持分割合は、当該敷地に区分地上権を設定したと仮定した場合の設定価格相当額の敷地価格に対する割合を目安とすること。
- ① 共有持分は、建物の敷地全体に関するものとして取得するが、当該取得は、道路を設置するため道路の立体的区域に相当する空間を使用することを目的としてなされるものであること。
 - ② 民法第256条第1項ただし書に基づき、契約締結の日から5年間は敷地に関する分割を行わないこととすること。
 - ③ 道路管理者以外の共有者は、共有持分を譲渡するに当たっては、道路管理者の同意を得ることとすること。
- (4) 既存道路に立体道路制度を適用する場合、市街地再開発事業においては都市再開発法（昭和44年法律第38号）第109条の2第1項及び第118条の25第1項の規定により道路と施設建築物との一体的整備を行うことができ、同法第109条の2第8項及び第118条の25第4項において準用する同法第88条第6項に基づき、地上権の設定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第1項及び国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第1項の規定の適用を受けない。

上記に該当しない場合、国有財産法及び地方自治法に基づき、行政財産を適切に処理する必要があることから、適用に当たっては、国土交通省道路局路政課に相談されたい。

なお、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属する財産については、国有財産法第18条第1項及び地方自治法第238条の4第1項の規定の適用を受けず、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）に基づき、適切に処分等すること。

既存の道路において、土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による事業の認定の告示の日から20年以内に、道路区域を外し、かつ道路法第92条第1項に基づく管理の期間が終了する場合、元の所有者に土地収用法第106条の規定による買受権が発生する場合があることから、このおそれがある場合には、国土交通省道路局路政課に相談されたい。

第2 道路一体建物に関する協定等について

- (1) 道路一体建物に関する協定について

イ 道路一体建物に関する協定においては、少なくとも以下の事項を定めること。

- ① 当該協定の締結は、道路と建物が一体的な構造となることについての道路管理者（以下イ中において「甲」という。）と当該建物の所有者になろうとする者（以下イ中において「乙」という。）との合意の上でなされるものであること。
- ② 協定の対象となる道路一体建物の表示は、物件名、敷地の所在地及び面積、建物の所在地及び構造等により行うものであること。
また、道路一体建物に係る設計変更等が行われるときも、その内容に従って当該表示を変更すること。
- ③ 道路一体建物は、甲及び乙の協議により作成された設計図書に基づき新築すること。道路一体建物の新築に要する費用については、原則として乙が負担するものとし、甲は当該費用のうち道路の設置に伴い特別に要する費用を負担するものであること。
- ④ 乙は、道路一体建物又はその敷地内において、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる行為を行ってはならず、また、道路一体建物を使用する者に対して、当該行為を行わせてはならないこと。この場合において、乙が法令の規定に基づき適法に行う行為については、行為制限の対象とはならないこと。
- ⑤ 甲は、道路に関する点検又は道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事（以下イ中において「道路に関する工事」という。）を行うため必要がある場合には、乙と日時、場所及び方法について協議して、又は乙に通知して、道路一体建物に立ち入ることができ、この場合に乙に損失を与えたときは、当該損失を補償しなければならないこと。
- ⑥ 甲は、道路の構造を保全するため必要がある場合には、上記⑤と同様、道路一体建物の構造耐力等に関する点検を行うことができ、この場合に乙に損失を与えたときは当該損失を補償しなければならないこと。
- ⑦ 甲は、乙と日時及び方法について協議して、又は乙に通知して、道路に関する工事を行うことができること。
- ⑧ 乙は、道路一体建物に損害が生じ、又は損害が生じるおそれがある場合においては、甲に対して必要な道路に関する工事をすることを要請することができること。この場合において、甲は、その要請が相当と認められるときは、必要な道路に関する工事を行わなければならないこと。
- ⑨ 乙は、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる道路一体建物の改築、増築又は修繕に関する工事（以下イ中において「道路一体建物に関する工事」という。）を行おうとする場合においては甲とその日時及び方法について協議して、それ以外の当該工事を行おうとする場合においては甲に通知して、当該工事を行うことができること。
この場合において、当該工事に要する費用については、原則として乙が負担するものとし、甲は利益を受ける限度において、当該費用の一部を負担するものであること。
- ⑩ 甲は、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認

められる場合においては、必要な道路一体建物に関する工事をすることを乙に対して請求することができ、緊急の場合であって、あらかじめ請求を行うことが困難である場合においては、必要な最小限度の範囲内において道路一体建物に関する工事をを行うことができること。

これらの場合において、道路一体建物に関する工事に要する費用については、原則として甲が負担するものとし、乙は、利益を受ける限度において、当該費用の一部を負担するものであること。

⑪ 甲又は乙は、道路又は道路一体建物の設置又は管理の瑕疵によりそれぞれ道路一体建物又は道路に損害を与えた場合においては、当該損害をそれぞれ乙又は甲に賠償すること。

⑫ 協定の有効期間は、道路の存する期間とすること。

⑬ 甲又は乙は、それぞれ協議し、新たに協定を締結して、道路一体建物を取り壊し、かつ、道路一体建物の敷地に道路一体建物を新築すること（以下イ中において「道路一体建物の建替え」という。）ができるものであること。

また、甲及び乙は、新たに協定を締結するに際し道路一体建物の建替えを行う間の道路の供用を確保するための方法等について定めなければならないこと。

⑭ 甲は、この協定又はその写しを甲の特定の事務所において閲覧に供している旨を、道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に掲示しなければならないこと。

⑮ 甲は、道路の管理上必要な設備については、対価を支払って、道路一体建物の設備を使用することができること。

⑯ 乙は、道路一体建物の全部又は一部を貸与しようとする場合においては、当該貸与に係る契約に、当該貸与を受けようとする者が乙と同一の条件の下で、道路一体建物又はその敷地内における行為制限並びに甲が行う道路一体建物への立入り、道路一体建物に関する点検及び道路に関する工事の受忍義務を遵守する旨の条項を定めるとともに、当該貸与を受けようとする者に当該義務を遵守する旨の誓約書を甲に対して提出させなければならないこと。

⑰ 乙は、道路一体建物を譲渡しようとする場合においては、その旨を甲に通知しなければならないこと。

⑱ 以上のほか、甲は、乙が行う所有権の移転又は権利の設定を制限してはならないこと。

なお、以上の事項のうち道路一体建物の管理上必要な道路管理者の義務に関する事項は、道路法第47条の8第1項第7号の「その他道路一体建物の管理に際し必要な事項」として定めることとすること。

ロ 道路一体建物に関する協定は、協定を公示した場合においては、その後に道路一体建物の所有者となった者に対しても効力が及ぶものであることを踏まえ、協定を締結した場合は、速やかに協定を締結した旨の公示、協定又はその写しの閲覧及び閲覧に供している旨の掲示を行い、道路の適正な管理に支障の生ずることのないようにすること。

ハ 協定の目的となる道路一体建物は、一つの不動産として存在する建物全体であり、建物の一部について当該部分のみを道路一体建物とすることはできないものである

こと。

また、協定の適用範囲は道路一体建物全体とするのが原則であるが、協定に定められた事項によっては、各事項ごとに個別にその適用範囲を建物の一部に限ることは可能であること。

ニ 以上のほか、道路一体建物に関する協定を締結するに当たっては以下の事項に留意すること。

① 道路一体建物に関する協定に基づき当該道路一体建物を整備する際には、当該建物及びこれに接する周辺地域のうち一般公衆が通常生活している場所について大気汚染、騒音及び振動等に係る環境の保全に十分配慮すること。

② 道路法第47条の8第1項第7号の「その他道路一体建物の管理に際し必要な事項」には、道路一体建物が新築された後、騒音等の問題が生じた場合の措置（これに要する費用の負担に関する事項を含む。）についても含まれるものであること。また、騒音等の問題が生じた場合の措置（これに要する費用の負担に関する事項を含む。）を協定に定めなかった場合において騒音等の問題が万一生じた場合には、道路管理者と建物所有者は協議して必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

③ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）第13条第2項に基づき日本鉄道建設公団から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が承継した土地又は同機構が買戻権を有する土地に建築される道路一体建物に関する協定を締結しようとする場合には同機構の承認を得ること。

④ 指定区間外一般国道の新設、改築等に際し国土交通大臣が都道府県知事の権限を代行して道路一体建物に関する協定を締結しようとするときは、「あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない」こととされているが（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第6条第1項）、これは、国土交通大臣と道路管理者の間で意見の調整が調った段階で協定を締結することを意味するものであること。

(2) 道路一体建物に関する私権の行使の制限等について

イ 道路法第47条の10に定める道路一体建物に関する私権の行使の制限とは、道路管理者が道路の権原として敷地の共有持分を有している場合に共有者からの共有物の分割請求後に建物収去請求が行われる場合等道路の撤去につながるような道路一体建物に関する私権の行使の制限をその趣旨とするものであること。

ロ 道路一体建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）上のいわゆる区分所有建物である場合には、区分所有権の対象となっている一室を単位として本条を適用することとなることから、当該区分所有建物の他の一室の所有者であっても、その者が建物全体の敷地の所有者であるときには、本条にいう「敷地所有者等」に該当するものであること。

(3) 道路一体建物に関する協定モデルについて

道路法第47条の8に規定する道路一体建物に関する協定については、別添の協定モデル（「道路一体建物に関する協定モデルの作成に関する検討委員会」作成）を参考とすること。

第3 道路保全立体区域に係る制限について

道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地等が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合は、それを防止するため一定の措置を講ずる義務を負い、又は一定の行為をしてはならないこととされ、さらにそれらに違反した者に対しては道路管理者が措置命令を行えることとされているが（道路法第48条）、道路法以外の他の法律に基づく物件又は行為については、当該物件又は行為が各々の法律に照らして適法なものである限りは、これらの行為制限の対象とはならないものであること。

第4 建築物内における道路の附属物としての駐車場の設置等について

従来より、道路法上の道路であっても、路外駐車場等で一般的な道の機能を有しないものについては建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条の道路として扱わないこととしているところであるが（昭和54年2月8日付け建設省東住街発第15号参照）、立体道路制度により建築物の一部を限って道路の立体的区域を決定し、道路管理者が路外駐車場等を建築物内に整備できることから、路外駐車場等の整備に当たっては、本制度の活用を図ること。

なお、路外駐車場を建築物の一部として整備する場合において当該建築物が建物の区分所有等に関する法律上のいわゆる区分所有建物であるときに、駐車場と建築物の適正な管理を行うための特別の措置を定めた管理規約モデル（「道路の附属物として駐車場を設置する場合の管理規約モデルの作成に関する検討委員会」作成）を参考とすること（別添参照）。

別 添【今回改正部分】

道路一体建物に関する協定モデル

〇〇（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が建設する道路（〇〇市〇〇番地から〇〇番地までの区間をいう。）と乙が新築する建物とが一体的な構造となることについて合意し、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の8第1項の規定に基づき、この協定を締結する。

第1条～第23条 （略）

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	道路予定区域について第48条第4項を準用	
根拠法令及び条項	道路法第91条第2項	
所管部課（室）係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	道路法の一部を改正する法律等の施行について（平成元年12月20日建設省道政発第86、87号路政課長通達）第三
	参考事項	
備考		

○道路法等の一部を改正する法律等の施行について（平成元年12月20日道政発第86号建設省道路局路政課長通知）

最終修正：平成26年6月30日国道利第9号

標記については、「立体道路制度の運用について」（平成26年6月30日付け国都計第64号、国都市第58号、国道利第7号、国住街第68号都市局長、道路局長、住宅局長通知及び同日付け国都計第65号、国都市第59号、国道利第8号、国住街第69号都市計画課長、市街地整備課長、路政課長、市街地建築課長通知）をもって通知されたところであるが、さらに下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。なお、道路の区域を立体的区域として決定するに当たっては、平成30年3月31日までの間、国土交通省道路局路政課に報告すること。

記

第1 道路の立体的区域を決定する場合の道路の敷地に関する権原について

道路管理者は立体道路制度の適用に当たり、道路の管理上必要な範囲での限定的な権利を権原として取得又は保持することを原則とし、道路の新設又は改築の場合は(1)～(3)、既存道路の場合は(4)によること。

(1) 道路の立体的区域を決定する場合の道路の敷地に関する権原として民法（明治29年法律第89号）第269条の2の規定によるいわゆる区分地上権を設定し、又は共有持分を取得する際には、道路の適正な管理を確保するため以下の事項に留意して契約の締結をすること。

なお、契約事項のうち登記が可能であるものについてはできるかぎり登記すること。

- ① 道路管理者は、道路の設置を目的として敷地に関する権原を取得するものであり、地権者との契約において当該設定又は取得が道路の設置のためのものであることを明らかにすること。
- ② 道路の敷地に関する権原として設定された区分地上権又は取得された共有持分等については、その適正な管理を図るため道路台帳において明記するとともに、その権利関係が明らかとなるように関係図面を添付すること。
- ③ 道路管理者は、道路の管理のため必要があるときは、必要の限りにおいて土地に立ち入り、又は土地を使用することができるものとする。
- ④ 土地所有者の土地利用について以下のような一定の行為制限をかけるものとし、道路の適正な管理を確保するようにすること。
 - 1) 道路の管理に支障を及ぼすような土地の区画形質の変更、建築物等の新築若しくは改築又は竹木の植栽等を行ってはならないこと。
 - 2) 敷地内において爆発性若しくは易燃性を有する物件その他の危険物又は悪臭、騒音等を発する物件を製造し、貯蔵し、又は取り扱ってはならないこと。

(2) 道路の敷地に関する権原として区分地上権を設定する場合においては(1)に掲げる事項のほか、以下の事項に留意すること。

- ① 区分地上権の設定期間は道路の存する期間とすること。
- ② 区分地上権の設定の対価は、設定時に一時払いとすること。

- ③ 一筆の土地の一部について設定された区分地上権の登記は行うことができないので道路の設置に係る部分について敷地を分筆すること。
 - ④ 区分地上権の上下の範囲については、水平面で区画するのが原則であるが、登記できるのであれば斜面や曲面でも差し支えないこと。
 - ⑤ 国有地について区分地上権を設定しようとする場合においては、道路法（昭和27年法律第180号）第90条第2項（道路の敷地等の無償貸付け又は譲与）の規定は適用されないものであること。
- (3) 道路一体建物に係る道路についての敷地に関する権原としては、不動産登記上の制約のため、建物の敷地全体に関する共有持分を取得することとするが、その場合においては(1)に掲げる事項のほか、以下の事項に留意することとし、この場合の共有持分割合は、当該敷地に区分地上権を設定したと仮定した場合の設定価格相当額の敷地価格に対する割合を目安とすること。
- ① 共有持分は、建物の敷地全体に関するものとして取得するが、当該取得は、道路を設置するため道路の立体的区域に相当する空間を使用することを目的としてなされるものであること。
 - ② 民法第256条第1項ただし書に基づき、契約締結の日から5年間は敷地に関する分割を行わないこととすること。
 - ③ 道路管理者以外の共有者は、共有持分を譲渡するに当たっては、道路管理者の同意を得ることとすること。
- (4) 既存道路に立体道路制度を適用する場合、市街地再開発事業においては都市再開発法（昭和44年法律第38号）第109条の2第1項及び第118条の25第1項の規定により道路と施設建築物との一体的整備を行うことができ、同法第109条の2第8項及び第118条の25第4項において準用する同法第88条第6項に基づき、地上権の設定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第1項及び国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第1項の規定の適用を受けない。

上記に該当しない場合、国有財産法及び地方自治法に基づき、行政財産を適切に処理する必要があることから、適用に当たっては、国土交通省道路局路政課に相談されたい。

なお、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属する財産については、国有財産法第18条第1項及び地方自治法第238条の4第1項の規定の適用を受けず、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）に基づき、適切に処分等すること。

既存の道路において、土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による事業の認定の告示の日から20年以内に、道路区域を外し、かつ道路法第92条第1項に基づく管理の期間が終了する場合、元の所有者に土地収用法第106条の規定による買受権が発生する場合があることから、このおそれがある場合には、国土交通省道路局路政課に相談されたい。

第2 道路一体建物に関する協定等について

- (1) 道路一体建物に関する協定について

イ 道路一体建物に関する協定においては、少なくとも以下の事項を定めること。

- ① 当該協定の締結は、道路と建物が一体的な構造となることについての道路管理者（以下イ中において「甲」という。）と当該建物の所有者になろうとする者（以下イ中において「乙」という。）との合意の上でなされるものであること。
- ② 協定の対象となる道路一体建物の表示は、物件名、敷地の所在地及び面積、建物の所在地及び構造等により行うものであること。
また、道路一体建物に係る設計変更等が行われるときも、その内容に従って当該表示を変更すること。
- ③ 道路一体建物は、甲及び乙の協議により作成された設計図書に基づき新築すること。道路一体建物の新築に要する費用については、原則として乙が負担するものとし、甲は当該費用のうち道路の設置に伴い特別に要する費用を負担するものであること。
- ④ 乙は、道路一体建物又はその敷地内において、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる行為を行ってはならず、また、道路一体建物を使用する者に対して、当該行為を行わせてはならないこと。この場合において、乙が法令の規定に基づき適法に行う行為については、行為制限の対象とはならないこと。
- ⑤ 甲は、道路に関する点検又は道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事（以下イ中において「道路に関する工事」という。）を行うため必要がある場合には、乙と日時、場所及び方法について協議して、又は乙に通知して、道路一体建物に立ち入ることができ、この場合に乙に損失を与えたときは、当該損失を補償しなければならないこと。
- ⑥ 甲は、道路の構造を保全するため必要がある場合には、上記⑤と同様、道路一体建物の構造耐力等に関する点検を行うことができ、この場合に乙に損失を与えたときは当該損失を補償しなければならないこと。
- ⑦ 甲は、乙と日時及び方法について協議して、又は乙に通知して、道路に関する工事を行うことができること。
- ⑧ 乙は、道路一体建物に損害が生じ、又は損害が生じるおそれがある場合においては、甲に対して必要な道路に関する工事をするを要請することができること。この場合において、甲は、その要請が相当と認められるときは、必要な道路に関する工事を行わなければならないこと。
- ⑨ 乙は、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる道路一体建物の改築、増築又は修繕に関する工事（以下イ中において「道路一体建物に関する工事」という。）を行おうとする場合においては甲とその日時及び方法について協議して、それ以外の当該工事を行おうとする場合においては甲に通知して、当該工事を行うことができること。
この場合において、当該工事に要する費用については、原則として乙が負担するものとし、甲は利益を受ける限度において、当該費用の一部を負担するものであること。
- ⑩ 甲は、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認

められる場合においては、必要な道路一体建物に関する工事をすることを乙に対して請求することができ、緊急の場合であって、あらかじめ請求を行うことが困難である場合においては、必要な最小限度の範囲内において道路一体建物に関する工事をを行うことができること。

これらの場合において、道路一体建物に関する工事に要する費用については、原則として甲が負担するものとし、乙は、利益を受ける限度において、当該費用の一部を負担するものであること。

⑪ 甲又は乙は、道路又は道路一体建物の設置又は管理の瑕疵によりそれぞれ道路一体建物又は道路に損害を与えた場合においては、当該損害をそれぞれ乙又は甲に賠償すること。

⑫ 協定の有効期間は、道路の存する期間とすること。

⑬ 甲又は乙は、それぞれ協議し、新たに協定を締結して、道路一体建物を取り壊し、かつ、道路一体建物の敷地に道路一体建物を新築すること（以下イ中において「道路一体建物の建替え」という。）ができるものであること。

また、甲及び乙は、新たに協定を締結するに際し道路一体建物の建替えを行う間の道路の供用を確保するための方法等について定めなければならないこと。

⑭ 甲は、この協定又はその写しを甲の特定の事務所において閲覧に供している旨を、道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に掲示しなければならないこと。

⑮ 甲は、道路の管理上必要な設備については、対価を支払って、道路一体建物の設備を使用することができること。

⑯ 乙は、道路一体建物の全部又は一部を貸与しようとする場合においては、当該貸与に係る契約に、当該貸与を受けようとする者が乙と同一の条件の下で、道路一体建物又はその敷地内における行為制限並びに甲が行う道路一体建物への立入り、道路一体建物に関する点検及び道路に関する工事の受忍義務を遵守する旨の条項を定めるとともに、当該貸与を受けようとする者に当該義務を遵守する旨の誓約書を甲に対して提出させなければならないこと。

⑰ 乙は、道路一体建物を譲渡しようとする場合においては、その旨を甲に通知しなければならないこと。

⑱ 以上のほか、甲は、乙が行う所有権の移転又は権利の設定を制限してはならないこと。

なお、以上の事項のうち道路一体建物の管理上必要な道路管理者の義務に関する事項は、道路法第47条の8第1項第7号の「その他道路一体建物の管理に際し必要な事項」として定めることとすること。

ロ 道路一体建物に関する協定は、協定を公示した場合においては、その後に道路一体建物の所有者となった者に対しても効力が及ぶものであることを踏まえ、協定を締結した場合は、速やかに協定を締結した旨の公示、協定又はその写しの閲覧及び閲覧に供している旨の掲示を行い、道路の適正な管理に支障の生ずることのないようにすること。

ハ 協定の目的となる道路一体建物は、一つの不動産として存在する建物全体であり、建物の一部について当該部分のみを道路一体建物とすることはできないものである

こと。

また、協定の適用範囲は道路一体建物全体とするのが原則であるが、協定に定められた事項によっては、各事項ごとに個別にその適用範囲を建物の一部に限ることは可能であること。

ニ 以上のほか、道路一体建物に関する協定を締結するに当たっては以下の事項に留意すること。

① 道路一体建物に関する協定に基づき当該道路一体建物を整備する際には、当該建物及びこれに接する周辺地域のうち一般公衆が通常生活している場所について大気汚染、騒音及び振動等に係る環境の保全に十分配慮すること。

② 道路法第47条の8第1項第7号の「その他道路一体建物の管理に際し必要な事項」には、道路一体建物が新築された後、騒音等の問題が生じた場合の措置（これに要する費用の負担に関する事項を含む。）についても含まれるものであること。また、騒音等の問題が生じた場合の措置（これに要する費用の負担に関する事項を含む。）を協定に定めなかった場合において騒音等の問題が万一生じた場合には、道路管理者と建物所有者は協議して必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

③ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）第13条第2項に基づき日本鉄道建設公団から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が承継した土地又は同機構が買戻権を有する土地に建築される道路一体建物に関する協定を締結しようとする場合には同機構の承認を得ること。

④ 指定区間外一般国道の新設、改築等に際し国土交通大臣が都道府県知事の権限を代行して道路一体建物に関する協定を締結しようとするときは、「あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない」こととされているが（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第6条第1項）、これは、国土交通大臣と道路管理者の間で意見の調整が調った段階で協定を締結することを意味するものであること。

(2) 道路一体建物に関する私権の行使の制限等について

イ 道路法第47条の10に定める道路一体建物に関する私権の行使の制限とは、道路管理者が道路の権原として敷地の共有持分を有している場合に共有者からの共有物の分割請求後に建物収去請求が行われる場合等道路の撤去につながるような道路一体建物に関する私権の行使の制限をその趣旨とするものであること。

ロ 道路一体建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）上のいわゆる区分所有建物である場合には、区分所有権の対象となっている一室を単位として本条を適用することとなることから、当該区分所有建物の他の一室の所有者であっても、その者が建物全体の敷地の所有者であるときには、本条にいう「敷地所有者等」に該当するものであること。

(3) 道路一体建物に関する協定モデルについて

道路法第47条の8に規定する道路一体建物に関する協定については、別添の協定モデル（「道路一体建物に関する協定モデルの作成に関する検討委員会」作成）を参考とすること。

第3 道路保全立体区域に係る制限について

道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地等が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合は、それを防止するため一定の措置を講ずる義務を負い、又は一定の行為をしてはならないこととされ、さらにそれらに違反した者に対しては道路管理者が措置命令を行えることとされているが（道路法第48条）、道路法以外の他の法律に基づく物件又は行為については、当該物件又は行為が各々の法律に照らして適法なものである限りは、これらの行為制限の対象とはならないものであること。

第4 建築物内における道路の附属物としての駐車場の設置等について

従来より、道路法上の道路であっても、路外駐車場等で一般的な道の機能を有しないものについては建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条の道路として扱わないこととしているところであるが（昭和54年2月8日付け建設省東住街発第15号参照）、立体道路制度により建築物の一部を限って道路の立体的区域を決定し、道路管理者が路外駐車場等を建築物内に整備できることから、路外駐車場等の整備に当たっては、本制度の活用を図ること。

なお、路外駐車場を建築物の一部として整備する場合において当該建築物が建物の区分所有等に関する法律上のいわゆる区分所有建物であるときに、駐車場と建築物の適正な管理を行うための特別の措置を定めた管理規約モデル（「道路の附属物として駐車場を設置する場合の管理規約モデルの作成に関する検討委員会」作成）を参考とすること（別添参照）。

別 添【今回改正部分】

道路一体建物に関する協定モデル

〇〇（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が建設する道路（〇〇市〇〇番地から〇〇番地までの区間をいう。）と乙が新築する建物とが一体的な構造となることについて合意し、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の8第1項の規定に基づき、この協定を締結する。

第1条～第23条 （略）

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	道路予定区域について第71条第1項を準用	
根拠法令及び条項	道路法第91条第2項	
所管部課（室）係名	豊中市都市基盤部基盤管理課占用係	
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	不利益処分の事例はない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		道路予定区域について第71条第2項を準用
根拠法令及び条項		道路法第91条第2項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	不利益処分の事例はない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		許可条件に違反したものに対する処分
根拠法令及び条項		地方自治法第238条の4第9項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
処分基準	関係条項	
	基準	法令の定め以上に具体化することが困難。
	参考事項	
備考		